

平成 20 年第 2 回かほく市議会定例会議事日程（第 2 号）

平成 20 年 6 月 12 日（木）午前 10 時 00 分開議

開会宣告

日程第 1 議案第 52 号～議案第 61 号、議案第 63 号
（質疑、委員会付託）

日程第 2 議案第 62 号、議案第 64 号、議案第 65 号
（質疑、討論、採決）

日程第 3 諮問第 1 号、諮問第 2 号
（質疑、討論、採決）

日程第 4 一般質問

1．遠田 順議員

学校のアレルギー疾患に対する取り組みについて
マタニティマークの普及状況と駐車場のペインティングについて
学校評価制度について

2．富澤 明次議員

補助金施設の転用容認について
市民憲章実践の活力ある街づくりについて

3．中村 修一議員

学校支援地域本部について
完全米飯給食について
国際交流について

4．安達 肇議員

ケーブルテレビ事業について
水道事業について
下水道事業について

5．猪村 博靖議員

自治基本条例の制定を問う
行政評価導入の進捗状況を示せ
小河川の計画的改修整備を急げ

6．荒井 三喜雄議員

企業誘致に積極的に取り組み、人口減に対する歯止め対策について
高松レストハウスの経営の実態と今後の対策について

閉議散会

第 2 日 目 会 議 録

平成 2 0 年 第 2 回 か ほ く 市 議 会 会 議 録 (第 2 号)																											
招 集 年 月 日	平成 2 0 年 6 月 1 2 日 (木)																										
招 集 の 場 所	か ほ く 市 役 所 議 場																										
開 会 (開 議)	平成 2 0 年 6 月 1 2 日 (木) 午 前 1 0 時 0 0 分 宣 告																										
応 招 議 員	出 席 議 員 に 同 じ																										
不 応 招 議 員	欠 席 議 員 に 同 じ																										
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">議 長 1 3 番 西 田 正 剛</td> <td style="width: 33%;">副 議 長 8 番 杉 本 正 一</td> </tr> <tr> <td>1 番 遠 田 順</td> <td>2 番 安 達 肇</td> </tr> <tr> <td>3 番 宇 野 順 一</td> <td>4 番 多 々 見 武</td> </tr> <tr> <td>5 番 山 口 博 之 丞</td> <td>6 番 金 田 正 信</td> </tr> <tr> <td>7 番 富 澤 明 次</td> <td>9 番 荒 井 三 喜 雄</td> </tr> <tr> <td>1 0 番 沖 津 千 万 人</td> <td>1 1 番 中 村 修 一</td> </tr> <tr> <td>1 2 番 竹 内 幹 雄</td> <td>1 4 番 杉 本 成 一</td> </tr> <tr> <td>1 5 番 寺 内 照 雄</td> <td>1 6 番 山 田 孝 一</td> </tr> <tr> <td>1 7 番 猪 村 博 靖</td> <td>1 8 番 別 宗 明 敏</td> </tr> </table>	議 長 1 3 番 西 田 正 剛	副 議 長 8 番 杉 本 正 一	1 番 遠 田 順	2 番 安 達 肇	3 番 宇 野 順 一	4 番 多 々 見 武	5 番 山 口 博 之 丞	6 番 金 田 正 信	7 番 富 澤 明 次	9 番 荒 井 三 喜 雄	1 0 番 沖 津 千 万 人	1 1 番 中 村 修 一	1 2 番 竹 内 幹 雄	1 4 番 杉 本 成 一	1 5 番 寺 内 照 雄	1 6 番 山 田 孝 一	1 7 番 猪 村 博 靖	1 8 番 別 宗 明 敏								
議 長 1 3 番 西 田 正 剛	副 議 長 8 番 杉 本 正 一																										
1 番 遠 田 順	2 番 安 達 肇																										
3 番 宇 野 順 一	4 番 多 々 見 武																										
5 番 山 口 博 之 丞	6 番 金 田 正 信																										
7 番 富 澤 明 次	9 番 荒 井 三 喜 雄																										
1 0 番 沖 津 千 万 人	1 1 番 中 村 修 一																										
1 2 番 竹 内 幹 雄	1 4 番 杉 本 成 一																										
1 5 番 寺 内 照 雄	1 6 番 山 田 孝 一																										
1 7 番 猪 村 博 靖	1 8 番 別 宗 明 敏																										
欠 席 議 員	な し																										
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">市 長 油 野 和 一 郎</td> <td style="width: 33%;">副 市 長 架 谷 外 茂 治</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 教 育 長 遠 田 敏 博</td> <td>総 務 部 長 板 坂 卓 之</td> </tr> <tr> <td>市 民 部 長 松 本 吉 雄</td> <td>産 業 建 設 部 長 川 島 起 世 志</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長 酒 井 弘 幸</td> <td>消 防 長 高 橋 勲</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長 虎 谷 寛</td> <td>財 政 課 長 山 越 充</td> </tr> <tr> <td>企 画 情 報 課 長 森 田 善 明</td> <td>管 理 課 長 綾 瀬 登 志 勝</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長 浅 野 順 平</td> <td>納 税 課 長 根 布 清 孝</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 石 山 義 久</td> <td>監 査 委 員 事 務 局 長 喜 多 学</td> </tr> <tr> <td>市 民 課 長 川 端 憲 治</td> <td>子 育 て 支 援 課 長 酒 尾 浩</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 課 長 浅 野 道 人</td> <td>保 険 医 療 課 長 高 平 嘉 和</td> </tr> <tr> <td>介 護 予 防 課 長 能 任 哲 正</td> <td>環 境 安 全 課 長 田 丸 成 一</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長 大 西 潤</td> <td>農 林 水 産 課 長 杉 本 外 次</td> </tr> <tr> <td>商 工 観 光 課 長 澤 野 安 隆</td> <td>上 下 水 道 課 長 油 野 茂 樹</td> </tr> </table>	市 長 油 野 和 一 郎	副 市 長 架 谷 外 茂 治	教 育 委 員 会 教 育 長 遠 田 敏 博	総 務 部 長 板 坂 卓 之	市 民 部 長 松 本 吉 雄	産 業 建 設 部 長 川 島 起 世 志	教 育 部 長 酒 井 弘 幸	消 防 長 高 橋 勲	総 務 課 長 虎 谷 寛	財 政 課 長 山 越 充	企 画 情 報 課 長 森 田 善 明	管 理 課 長 綾 瀬 登 志 勝	税 務 課 長 浅 野 順 平	納 税 課 長 根 布 清 孝	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 石 山 義 久	監 査 委 員 事 務 局 長 喜 多 学	市 民 課 長 川 端 憲 治	子 育 て 支 援 課 長 酒 尾 浩	健 康 福 祉 課 長 浅 野 道 人	保 険 医 療 課 長 高 平 嘉 和	介 護 予 防 課 長 能 任 哲 正	環 境 安 全 課 長 田 丸 成 一	都 市 建 設 課 長 大 西 潤	農 林 水 産 課 長 杉 本 外 次	商 工 観 光 課 長 澤 野 安 隆	上 下 水 道 課 長 油 野 茂 樹
市 長 油 野 和 一 郎	副 市 長 架 谷 外 茂 治																										
教 育 委 員 会 教 育 長 遠 田 敏 博	総 務 部 長 板 坂 卓 之																										
市 民 部 長 松 本 吉 雄	産 業 建 設 部 長 川 島 起 世 志																										
教 育 部 長 酒 井 弘 幸	消 防 長 高 橋 勲																										
総 務 課 長 虎 谷 寛	財 政 課 長 山 越 充																										
企 画 情 報 課 長 森 田 善 明	管 理 課 長 綾 瀬 登 志 勝																										
税 務 課 長 浅 野 順 平	納 税 課 長 根 布 清 孝																										
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 石 山 義 久	監 査 委 員 事 務 局 長 喜 多 学																										
市 民 課 長 川 端 憲 治	子 育 て 支 援 課 長 酒 尾 浩																										
健 康 福 祉 課 長 浅 野 道 人	保 険 医 療 課 長 高 平 嘉 和																										
介 護 予 防 課 長 能 任 哲 正	環 境 安 全 課 長 田 丸 成 一																										
都 市 建 設 課 長 大 西 潤	農 林 水 産 課 長 杉 本 外 次																										
商 工 観 光 課 長 澤 野 安 隆	上 下 水 道 課 長 油 野 茂 樹																										

<p>地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名</p>	<p>学校教育課長 梶 義裕 体育振興課長 松田 一雄 予防課長 釜井 泰廣 財政課長補佐 中田 肇</p>	<p>生涯学習課長 沖野 利之 消防課長 谷口 孝三 消防署長 牧 武雄</p>
<p>本会議に職務 のため出席し た者の職氏名</p>	<p>議会事務局長 沖野 悌二 議会事務局書記 竹谷 孝</p>	<p>議会事務局次長 丸井 厚司</p>
<p>本会議に係員 として出席し た者の職氏名</p>	<p>傍聴者受付係 谷崎 泉</p>	<p>傍聴者受付係 長木 朋子</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	
	<p>以下余白</p>	

議事の経過 第2日目

開会・開議

午前10時00分 開会

議長【西田正剛君】ただいまのところ、出席議員数は、18人であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。また、本日、説明のために委嘱された者の職・氏名は6月10日に配布した説明員一覧のとおりであります。

会議時間の延長

議長【西田正剛君】あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

日程第1

議案第52号～議案第61号

及び議案第63号

議長【西田正剛君】日程第1 議案第52号 平成20年度かほく市老人保健特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分の承認を求めることについてから、議案第61号 河北郡市広域事務組合理約の変更について及び議案第63号 市道の路線変更についてまでの、11件を一括議題といたします。

質疑

議長【西田正剛君】これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長【西田正剛君】質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

常任委員会付託

議長【西田正剛君】お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号から議案第61号まで及び議案第63号までの、併せて11件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に

付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第61号まで及び議案第63号までの、併せて11件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第2

議案第62号、議案第64号

及び議案第65号

議長【西田正剛君】日程第2、議案第62号 財産の取得について及び、議案第64号 工事請負契約の締結について、議案第65号 工事請負契約についての3件を一括議題といたします。

質疑

議長【西田正剛君】これより、議案第62号及び、議案第64号、議案第65号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長【西田正剛君】質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論

議長【西田正剛君】これより、討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

議長【西田正剛君】討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決

議長【西田正剛君】これから直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よって、これから採決をいたします。

議案第62号について、原案のとおり決定す

ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。よって、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

議長【西田正剛君】続いて、議案第 64 号について採決をいたします

議案第 64 号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。よって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

議長【西田正剛君】続いて、議案第 65 号について採決をいたします

議案第 65 号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。よって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3

諮問第 1 号及び諮問第 2 号

議長【西田正剛君】日程第 3、諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦に付き意見を求めることについて及び諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦に付き意見を求めることについての 2 件を一括議題といたします。

諮問第 1 号、諮問第 2 号は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

常任委員会付託の省略

議長【西田正剛君】お諮りします。本件 2 件は、人事に関する案件につき、常任委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号及び諮問第 2 号の 2 件につ

いては、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑・討論の省略

議長【西田正剛君】お諮りします。本件は、人事に関する案件につき、質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号及び問第 2 号の 2 件については、質疑・討論は省略することに決定いたしました。

採決

議長【西田正剛君】よつて、諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦に付き意見を求めることについてを採決いたします。

諮問第 1 号について、議会として、石川県かほく市白尾カ 78 番乙地 坂野俊紀氏の推薦について、適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。よって、諮問第 1 号については、議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦に付き意見を求めることについてを採決いたします。

諮問第 2 号について、議会として、石川県かほく市七窪へ 100 番地 11 遠藤他代美氏の推薦について、適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。よって、諮問第 2 号については、議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

日程第 4

一般質問

議長【西田正剛君】 日程第4、これから、一般質問を行います。あらかじめ、申し上げておきますが、関連質問はかほく市議会の運営に関する基準第37条第4項により、認められておりません。また、一般質問の発言時間は、議会の運営に関する基準第37条第7項の規定により、再質問も含め、発言時間は、30分以内となっております。また、今定例会より再質問は自席で行うこととしております。また、発言を求める場合は挙手を持って、発言の意思表示をされたものと認めますのでご了承願います。

それでは、通告順に発言を許します。

1番 遠田 順君。

1番【遠田 順君】 おはようございます。今定例会におきまして、トップバッターとして質問させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

我が、かほく市出身の哲学者、西田幾多郎博士の言葉に「知は愛、愛は知」という言葉があります。知ることから愛は始まる、よく知ることから愛は深まる、人を知るためには相手をよく見ること、相手の話をよく聞くこと、相手の心を思いやることであるとあります。私自身かほく市を愛し、かほく市の市民の皆様の思いをしっかりと知れるように努めていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。今回、私の方からは3点につきまして質問をさせていただきます。

まず1点目の質問ですが、アレルギーの概念が提唱されて、はや1世紀が経過しました。花粉症や気管支ぜんそくがアレルギー疾患として認定され、さらにそれ以外の疾患にもアレルギーの関与について関心が向けられるようになってきました。文部科学省が監修し学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」というものが本年4月

より、全国の教育委員会、学校などに配布され、「アレルギー疾患のある子どもたちを学校でどう支えるか」という視点での取り組みを促しています。このガイドラインは、文部科学省の「アレルギー疾患に関する調査検討委員会」が平成19年4月、全国の公立小・中・高校を対象として行った調査をもとに、学校におけるアレルギー疾患への取り組みの推進に向けた方策を提言したことを受けて、同報告書に盛り込まれた共通理解に基づく取り組みを具体的に示したものと位置付けられています。アレルギー医療の現状を患者の視点から見ると、医療機関を選択する情報もなく、たまたま受診した医師の資質によって治療やその後の生活が大きく左右され、学校生活などで著しいQOL（生活の質）の格差を生んでいます。また医療の混乱につけこんだ不適切な民間療法や、いわゆる「アトピービジネス」に取り込まれる人も後を絶たないことから、学校や地域などで適切な治療につなげる連携体制の構築が急がれています。具体的には学校、幼稚園、保育園などでの健康診断や、学校を中心に疾患を理解し自己管理を可能にする健康教育の実施、さらに「医療機関でぜんそくの治療を受けているにもかかわらず、たびたび呼吸困難の発作を起こす、いつまでも体育の授業に参加できない、学校行事に参加できない」とか「医療機関を受診しているにもかかわらずアトピー性皮膚炎が好転しない、良くなったり悪くなったりを繰り返す」また「食物アレルギーで食べられるものがほとんどない」「食物アレルギーで重い症状のアナフィラキシーを繰り返す」など適切とは言えない医療を受けている子どもたちを、専門医療機関につなげるシステムを構築する必要があると思えます。また、こうしたことを可能にする体制づくりについても、平成17年に厚生労働省の厚生

科学審議会疾病対策部会「リウマチ・アレルギー対策委員会」が「国と地方公共団体との役割分担と連携」を進めるべき施策をまとめ、報告書に基づき地方で取り組むべき施策に関する通知「アレルギー疾患対策の方向性等」を都道府県や関係学会・団体あてに発出しています。

先の文部科学省の「アレルギー疾患に関する調査検討委員会」の報告によると、学校が各種の「取り組みを行っている」と答えた割合はかなり高いものの、実際にアレルギー疾患で悩んでいるお子さんを持つお母さんたちに聞くと、「実際とは違う」「こんなに対応してくれていない」という声が多いのが現状だそうです。いかに立派な「ガイドライン」ができて、実際にそれが学校現場で実行されなければ意味がありません。そこで、市長にお伺いいたします。

現在、かほく市の小・中学校および保育園の児童・生徒でアレルギー疾患の子どもたちはどのくらいいるのでしょうか。また、中でも重い症状であるアナフィラキシーの子どもたちはどのくらいいるのでしょうか。このアナフィラキシーとは、あまり耳にすることのない言葉ですが、食物、薬物、ハチ毒などが原因で起こる、急性アレルギー反応のひとつで（生命にかかわる重篤な全身性の過敏反応ともいい）ときに呼吸困難、めまい、意識障害を伴うことがあり、血圧低下等の血液循環の異常が急激にあらわれるとアナフィラキシーショックを引き起こし、生命に危険な状態に陥ってしまうこともある症状のことをいいます。そしてそのアナフィラキシー反応の子どもたちに、現在、学校や保育園ではどのような対応をされているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

アレルギー疾患にもいろいろあります。気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー結膜炎、アレルギー性鼻炎、最近急激に増加して

いる食物アレルギーなどがあります。この食物アレルギーの児童・生徒は文部科学省の報告によれば、全国に約 33 万人、重いアナフィラキシー症状を起こす子は 1 万 8,300 人いるそうです。

また（社団法人）全国学校栄養士協議会などが行った調査によると、平成 14、15 年度の 2 年間で、学校給食が原因でアレルギー症状を引き起こしたケースは 637 症例あり、そのうち約 50 症例が命を脅かす可能性があったアナフィラキシーショックまで起こしていたとのことです。見逃せない問題ではないかと思えます。

我が国では、平成 17 年に食物や薬物アレルギーによるアナフィラキシーに備え、いわゆるプレホスピタルケア、病院に着く前に使うべき治療薬として「アドレナリン自己注射」（製品名「エピペン」）が追加承認されたそうです。

「エピペン」というのはペン型の注射器で、キャップを外して太ももに押し当てるだけで針が飛び出し薬液が注射される簡単な構造のものであります。「エピペン」が普及するに伴い、医師や、自分の子どもに処方されている保護者から、いざ必要な時には学校や幼稚園などで小さな子どもが使えず、親が駆け付けるのに時間がかかり本人の意識が薄れていく状況では担任や養護教諭など学校職員が打ってほしいなどの声が強まっているそうです。

こうした事態への対応では、校長以下全教職員で取り組むことが大事ではないか、養護教諭にだけ負担を押し付けてはいけないのではないかと思います。この処置にあたっては、投与する学校職員の責任は問われないことを周知し対応を促す必要があります。

文部科学省の「ガイドライン」はこの点につ

いて、「エピペン」の注射は法的には「医行為」にあたり、医師でない者が「医行為」を反復継続する意図をもって行えば医師法に違反することになります。しかし、アナフィラキシーの救命現場に居合わせた教職員が、「エピペン」を自ら注射できない児童・生徒に代わって、注射することは反復継続とは言えず、する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられているのです。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむをえず行った行為であると認められ、関係法令の規定によりその責任が問われないものと考えられると明確に記述されています。

文部科学省、学校保健会がこうした取り組みを掲げたことは重要であり、かつ画期的なことでもあります。このように教職員の不安をなくし、該当する児童・生徒がいる学校などでの積極的な対応を促すことが必要があります。病気を正しく理解することで、今の学校教育に欠けがちな「共感する心」を生み育てることにつながるのではないかと私は思います。

そこで市長にお伺いします。現在、かほく市の小・中学校給食により食物アレルギーのある子どもたちの現状を学校側は一人、一人把握しているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。現場の教職員が知識をもち対応していただけているものと私自身信じおります。その点もよろしく願いいたします。

次に2点目の質問にはいらさせていただきます。昨年、第1回定例会で一般質問させていただきました、マタニティマークのことについてお伺いをいたします。

妊産婦さんに対するやさしい環境づくりについて、市民、地域社会、企業、地方公共団体、国などがそれぞれの立場から自らの課題とし

て取り組み、安全性と安心感、快適さと暮らしやすさを目指して取り組むことがとても大切であると思えます。昨年の定例会に市長の答弁には、マタニティマークの活用についてはほの健康館はじめ、関連公共施設に掲示してマークの浸透を図るとの答弁がありました。

そこで、お尋ねします。現在どれくらいの施設に掲示されているのでしょうか。また、キーホルダーの配布は現時点でどれくらい啓発をされましたでしょうか。それと、近年の市内での出生率はどのようになっているかお聞かせいただきたいと思えます。

これは私からの提案なのですが、このマタニティマークを駐車場スペースにペインティングできないものなのでしょうか。妊産婦さんにわかりやすく書いていただければ、とてもスムーズに駐車もでき助かるのではないかと思います。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

また、それと同じくして「ハート・プラスマーク」いわゆる内部障害者や内部疾患の暮らしについて考えるハートプラスの会が定めたマークの取り組みについてですが現在、普及活動や具体的に実行されたものがありましたらお聞かせいただきたいと思えます。マタニティマーク同様ハート・プラスマークも駐車場にペインティングができないのでしょうか、市長の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

最後の質問に移らせていただきます。学校評価制度についてお伺いをいたします。昨年6月に「学校教育法」が改正されたことなどにより、本年度から幼稚園、小・中・高の全学校で、教員など学校内部で行う自己評価は結果公表も含めて完全義務化すること、また保護者などが行う学校関係者評価、外部評価を努力義務化とすることなどが決まったように伺いました。学

校評価制度とは、各学校の教育状況を評価して、結果を公表し、それに基づき学校運営の改善を図り、また信頼され開かれた学校づくりに向け説明責任を果たすことなどが目的であります。その目標に向かい、より一層充実した制度にして運用していくことが求められております。そこで、お尋ねをいたします。まず1つ目に、学校評価制度の自己評価が結果公表も含めて義務化されたとのことでありませう。これは、校長先生のリーダーシップの下で、学校の全教職員が参加しあらかじめ設定した目標や具体的計画に照らして、自らの取り組みについて評価を行うものであり、児童生徒や保護者、地域住民へのアンケート結果などを利用し自己の評価をするものであります。また外部評価については、努力義務となっておりますが学校の自己評価の結果を、学校評議員、PTA 役員や保護者、地域住民等からなる外部評価委員会が評価する方法を基本として行います。

また、支援・条件整備については学校評価の設置者である教育委員会が学校評価の結果などを参考にして、学校に対する支援や条件整備等を改善し、各学校の評価の適切さについても必要な指導や助言を行うようであります。

そこで、かほく市の現状について、各学校の実施率、実施方法、結果の公表方法などがどのようになっているのか具体的にお聞かせいただきたいと思ひます。

また2点目に、これまで学校評価制度を活用して、どのような学校の改善につなげてきたのでしょうか。幾つか具体例があれば示してお答えをいただきたいと思ひます。

そして3点目に、1年を通して学校評価によるPDCAすなわちP：Plan（目標設定）、D：Do（実行）、C：Check（評価）、A：Action（改善）がいつごろ行われているのかお聞かせいた

だきたいと思ひます。さらに、大学や教育研究機関の職員、学識経験者等、当該学校に直接関わりをもたない専門家が客観的に学校を評価する「第三者評価」の取り組みについて、私個人としては積極的に取り組んでいただきたいと思ひております。かほく市として、どのようにお考えか市長の明快なる答弁をお願いいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。

市長【油野和一郎君】はい、議長。

議長【西田正剛君】油野市長。

市長【油野和一郎君】それでは、遠田議員のご質問にお答え致します。

第1点目の学校のアレルギー疾患に対する取り組み、第3点目の学校評価制度のご質問については、遠田教育長からお答え致しますので、私の方からは第2点目のマタニティマークの活用状況と駐車場へのペインティングについてお答えを致します。

まず、近年のかほく市における出生数の状況について申し上げますと、平成16年の出生数は291人、17年は283人、18年は291人、19年には266人であり、4年間の出生数の合計は1,131人で、年平均にしますと283人となっております。動向と致しましては、平成17年は前年より8人減少し、18年は8人増加しており、ほぼ横ばいでありましたが、昨年は25人の減少という状況であります。

議員ご質問の、マタニティマークの啓発用のポスター掲示箇所についてであります。現在のところほのぼの健康館をはじめ本庁舎、高松庁舎、七塚庁舎の各庁舎に掲示しております。また、本年2月には、小さなうちから思いやりの心を育てるため、市内3中学校に、啓発用のポスター掲示をするとともに、全生徒に「妊産婦へのやさしい環境づくり」をテーマとしたリ

ーフレットを配布し、生徒達に妊産婦に対する気遣いなどの意識高揚も図っております。

「マタニティキーホルダー」の配布につきましては、母子健康手帳の交付時に配布しており、平成19年度では245個を配布致しております。

また、「マタニティ・マーク」の駐車場へのペインティングについてであります。現在は、妊産婦の方々が最も多いと考えられる、ほのぼの健康館の駐車場に「マタニティ・マーク」を掲げた駐車箇所を1箇所設けて、利用の便宜を図っておりますが、市民の皆様への認識を深めるためにも、本庁舎駐車場にも、できるだけ早い時期に設置致したいと考えております。

市と致しましては、今後はケーブルテレビや広報等を活用しながらマタニティマークの普及啓発に取り組んで参りますとともに、市民の皆様はもとより市内の事業所に対しましてもご協力をお願いし、子育て支援の一環として「妊産婦に対するやさしい環境づくり」により一層努めて参りたいと考えております。

また、「ハート・プラスマーク」いわゆる内部障害者や内臓疾患者の暮らしについて考えるハートプラスの会が定めたマークの取り組みについてであります。現状では、特にこれといった普及活動を実施していないのが実態であります。議員ご指摘のとおり、体の内部疾患者が高齢化社会とともに増加する傾向の中、内部疾患者の皆様に対する配慮がますます重要になって参ります。今後は、市の身障者部会などの関係団体と協議をしながら、市民の皆様へ普及啓発を行って参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、遠田議員のご質問に対する、私からの答弁と致します。

教育長【遠田敏博君】はい、議長。

議長【西田正剛君】遠田教育長

教育長【遠田敏博君】 それでは、遠田議員のご質問お答え致します。

1点目のかほく市の小・中学校の児童生徒及び保育園の園児で、アレルギー疾患の子どもたちはどのくらいいるのかとのご質問であります。平成20年6月1日現在、小学校6校で食アレルギー・鼻炎・皮膚炎・結膜炎・喘息等の疾患を持つ児童は227名で全児童の9.8%、中学校3校では165名で全生徒の15%であり、全保育園16園で181名16%であります。議員ご指摘のとおり多様な疾患を持つ子供達が増加しているのが現状であります。また、重い症状のアナフィラキシーは保育園児が4名おり、家庭での食事が原因でアナフィラキシーショックを起こした事例があると聞いておりますが、園で発症した報告は受けていません。また、小学校5名、中学校1名の該当者がおりますが、家庭や学校内でのショック発症は聞いておらず、報告は受けておりませんが、該当者については保健調査票により把握しており、学校での対応としては日本学校保健会ガイドラインに沿って、緊急時に備え、状態の把握、応急処置、救急車の要請等適切な対応がとれるよう、教職員が情報を常に共有しております。

次に給食などによるアレルギー対策についてお答えいたします。

現在、このような子供達の対応といたしまして、保育園の給食では、保護者から提出された園児の身体発育状況票を参考に、アレルギーの原因となる食品を除いた、いわゆる除去食を提供しております。また、小・中学校では、配食数、調理員数、調理設備等から除去食の提供は難しいため、就学時検診や保護者から提出されたアレルギー児童生徒調査票により、学級担任・養護教諭・栄養士等が個々の食物アレルギー

一について先ず保護者と面談し、さらに毎月の献立表や食品成分表も配付しチェックをお願いしております。そして、食べられない物は、担任の指導で本人が取り除くこと、また、食べられない物が多い時は家庭より、別のおかずを持参して頂くことでご理解をお願いしております。また問合わせがあれば、更に栄養士が細かく説明も実施しております。

今後もアレルギー疾患の子ども達が「安全・安心」に学校生活を送られるよう取り組んでまいりたいと考えていますので、ご理解の程、よろしくお願い致します。

次に3点目の、学校評価制度についてのご質問にお答え致します。

ご質問にある制度につきましては、議員の言われるとおりの内容となっております。

近年、社会情勢の変化や価値観の多様化の中で、教育に対する要望も多様化しており、児童生徒一人一人の個性や進路希望等に対応するとともに、生きる力の育成がより一層求められております。

これらの願いに応え、教育水準の向上を図るための学校評価は、平成15年度から各都道府県において、小中学校では順を追って、かほく市の各学校においてもそうですが、独自に実施されてまいりましたが、かほく市教育委員会では、国や県のガイドライン等を参考としまして、平成18年度より、市内9校全てにおいて統一的に導入しました。

これは、石川県内において最も早い時期の実施であったと思っております。

実施方法につきましては、教職員による自己評価と外部アンケートを行っております。

自己評価につきましては、年2回、7月頃と12月頃に教職員によるアンケートを行うと同時に、運動会などの諸行事を終えた後にも適宜

実施し、全教職員が、校長のリーダーシップの下で、設定された目標や具体的計画等に照らし、その達成状況や達成に向けた取り組みの検証を行い、改善に役立てております。

また、児童生徒や保護者の学校に対する満足度や要望を収集する外部アンケートも、教職員のアンケートと同時期に行い、学校が行う自己評価の資料として活用しております。

結果の公表方法については、学校便りや保健便りを通して各家庭に知らせておりますが、例えば、高松中学校では「学校教育診断の結果について」というタイトルで全ての保護者に結果集計を公表するなど、各学校がそれぞれ工夫を凝らして実施しております。

2点目の学校改善の具体例についてですが、アンケート調査から「授業が難しい」と感じている児童生徒の声や、「子どもの学力に不安を感じる」とする保護者の声を受け止め、授業設計の見直しを図ったり、毎時間の終わりに小テストを実施して、基礎基本をより一層定着させるなどの手立てを講じたという事例が報告されております。また、各家庭における朝食の実態を学校便りや保健便りを通して広報した結果、朝食摂取率が上昇したことや、教師自身が評価を受けることから、これまで以上に意欲を持って業務に取り組むようになったとの報告も受けております。

いずれにしましても、教師と児童生徒・保護者の間に認識のズレが生じないように、アンケート結果を有効に活用するよう引き続き指導してまいります。

3点目のPDCAサイクルの現状についてですが、新年度早々に、前年度の反省を踏まえ目標を設定した後、学期毎にPDCAを行っている学校と、前期・後期毎にPDCAを行っている学校がございます。各学校の実態に応じた

方法で行っております。

4点目の第三者評価についてですが、この評価については実施方法が示されているものの、現在、国において、評価者の選出方法を含め、検討が重ねられている段階であります。

客観的に学校評価がなされ、その評価が学校運営に反映されることに対しては、議員指摘のとおり積極的に取り組むべきものと考えます。しかしながら、現状を考えますと、保護者・地域住民・青少年健全育成団体など、学校と直接関係のある方々による「学校関係者評価」を確実に実施し、各学校がより活性化するための方策を探ることが優先課題でございます。

かほく市におきましては、各学校で既に学校関係者評価の機能も含めた「学校支援委員会」を立ち上げ、学校長の求めに応じて協議できる体制を整えております。

評価結果の公表を通して、保護者や地域住民の温かいエネルギーが学校に対して注がれると同時に、児童生徒・保護者・地域住民にとって信頼の得られる学校づくりがますます推進されるよう、指導助言にあたりたいと考えておりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、遠田議員のご質問に対する答弁と致します。

議長【西田正剛君】 遠田議員、答弁もれはありませんか。

1番【遠田 順君】 ありません。

議長【西田正剛君】 再質問はありませんか。

1番【遠田 順君】 はい、あります。議長。

議長【西田正剛君】 遠田議員。

1番【遠田 順君】 今ほどは、市長並びに教育長に明快なる答弁をいただきありがとうございます。

私の方からは、先ず1点目にですね、先ほど

マタニティマークのお話しがございましたけれども、本庁舎の方にも設置をするというふうなお話しでしたが、これを分庁舎並びに図書館等、こういったところにもペインティングができないか、その点をお伺いしたいと思います。

市長【油野和一郎君】 はい、議長。

議長【西田正剛君】 油野市長。

市長【油野和一郎君】 それでは再質問にお答えいたします。

できるかできないか、今検討をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長【西田正剛君】 遠田議員。

1番【遠田 順君】 それでは2点めですけど、先ほどの学校評価制度について、ちょっとお伺いしたいと思います。

先ほどは、自己評価の中で保護者または児童に対してのアンケート調査を行ったというふうにお答えがございました。

実際どのような点を重視して行われたのか、また児童のアンケートではどのようなことがわかって、改善ができたのか。そういった細かいところをちょっとお聞きしたいな、というふうに思います。

教育長【遠田敏博君】 議長。

議長【西田正剛君】 はい、遠田教育長。

教育長【遠田敏博君】 ご質問にお答えいたします。

先ず、どのような点を重点として行っているかという質問でございますが、一応学力あるいは生徒指導あるいはまた、安全安心すべての項目に対しまして質問項目を設けまして、アンケートを網羅的に取っております。

そういう意味で、重点と言われてもすべて学校運営をしていくためには、知徳体バランスのとれた子どもをつくらなければなりませんので、偏ったものではないという思いをしております。

ますのでご理解いただきます。

それから、どのような指導をこちらからしたかというご質問でしたでしょうか。

1番【遠田 順君】児童に対するアンケートで、どのようなことが分かって改善ができたか。

教育長【遠田敏博君】それでございますけど、私どもとしましては、例えば子どもが家庭学習をよくしているというようなことがあります。これは保護者のアンケートでございますけれども、そのアンケートによれば、やや少ないということで、家庭学習をもっとよくやっていただきたいというような周知もしておりますし、また私ども教育委員会といたしましては、学校評価の項目でございますけれども、いわゆる抽象的な文言にはしる傾向がございます。

ですから、もっと例えば達成目標を数値化してやっていただきたい。或いはまた私どもの指導したのは、体力運動能力をもっと高めていただきたいというふうな項目もございましたので、これもまた改善に向けて取り組ませるよう指導しております。

また、保育園・小学校或いは小学校・中学校の連携が足りないということで、その評価も含めて、また私どもの方からも指導をさせていただいております。以上です。

1番【遠田 順君】はい、議長。

議長【西田正剛君】遠田議員。

1番【遠田 順君】もう一つ、今の件に付属してですね、お聞きしたいんですけども、教育委員会としては、学校評価を通してですね、人事や予算的な必要な支援、こういったものに対して行っているのかお聞きしたいのと、本年度よりですね、先ほどマスコミにも書いてありましたけども、小学校の補充学習サポーター事業が県のモデル事業として、七塚小学校において行われるようになりましたけれども、これは

学力向上にとって新たな試みということで、興味を持っているところであります。

そこで、七塚小学校にしたのには県からの指示があったのか、それとも市のほうからの要望でそういう形になったのか、こういった支援体制はこれからも必要ではないかなと思いますので、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

教育長【遠田敏博君】はい、議長。

議長【西田正剛君】遠田教育長。

教育長【遠田敏博君】遠田議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会が学校支援上限整備でどのような支援或いは整備に関して行ったか、また人事等に関して資したかというご質問ですが、人事に関しましては、例えばこの学校はもっと数学を強化したいという場合には、やはりその辺を県の教育委員会にお頼みしてする場合もございます。

或いはまた、上限整備等でございますけど、アンケート等によりますと、中学校の図書館の充実に向けた取り組みをもっと積極的にしていただきたいというようなこともございましたので、できうることなら2学期中には週に1回なり、学校図書館司書を配置できればと考えて調整中でございます。

また、地域サポーター事業の件でございますけれども、これもやはりそれぞれの学校に許可したい分野がございます。そういう意味で私どもとしましては、いろんなそれぞれの学校には県の事業で入っておりますけれども、七塚小学校ではサポーター事業が適当だろうということで、今年度から私どもの方から要望して配置させていただきました。以上であります。

1番【遠田 順君】はい、議長。

議長【西田正剛君】遠田議員。

1番【遠田 順君】 それではもう1点、アレルギー疾患の件についてお聞きしたいんですけども、先ほどかなり小学校や保育園でアレルギーの疾患を持っていらっしゃるお子さんが多いのを聞いて、私自身もびっくりしたんですけど、そういった中にアナフィラキシーにかんして、保育園4名、小学校5名、中学校1名というふうにありました。

こういった方がもし発作をおこした場合に対応する、先ほど言ったエピペンという注射液ですけども、こういったものに対しての仕様とか、先生の訓練を行ったことがあるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

1番【遠田敏博君】 議長。

議長【西田正剛君】 遠田教育長。

教育長【遠田敏博君】 お答えいたします。現在まだそういう訓練は行っておりませんので、ご理解をお願いいたします。

1番【遠田 順君】 議長。

議長【西田正剛君】 遠田議員。

1番【遠田 順君】 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長【西田正剛君】 次に、7番 富沢 明次君。

7番【富沢明次君】 「昨日新聞見ました？私の写真と記事が載ってます」との妻が取った電話の向こうの声です。改めて新聞を見ますと、15面の石川総合欄にミャンマーと四川被害者に支援をとという見出しで、金沢の堅町で街頭募金をしている写真が載っていました。写真中央のミャンマー出身のラト・キンティーラさんは、昨年石川ジャパンテントのホームステイで我が家にお世話した留学生でした。

現在北陸先端大学の大学院で学んでいます。彼女のミャンマーの実家は先月の5月2日と3日にかけておこったサイクロンの被害で、家

の屋根が全壊し全く住めなくなりました。無一文になった両親に彼女は虎の子の奨学資金の授業料を大学に事情を話しして急遽送り届けたそうです。

勉強に身の入らない可愛そうな彼女に、心ばかりの義援金を渡しました。電話の向こうの彼女は、日本のお父さんお母さんにしていただいたように、私にもできるボランティアをやっていますと元気に話していたようでした。厳しい軍事政権下ですが、勉強好きな明るい女子大生です。

市民憲章で世界の人々と手をつなぎ、心の通うあたたかいまちを目指す私たちも、こう何がしかの義援活動をしたいと思っています。市役所にも募金箱が置かれています。外国のこととはいえ、被災され尊い命を奪われた方々のご冥福とお見舞いを申し上げ、本日の質問に移ります。

10年経過の補助金施設の転用容認について関連してお尋ねします。

政治は今激動ともいえる流れで動いています。小泉元首相が自民党をぶち壊すといっ、首相に就任して以来、郵政民営化が実現し、誰のものか分からなくなっている年金問題が飛び出し、防衛事務次官の汚職、道路特定財源、揮発油税の暫定税率の失効、そして今後の一般財源化問題に至るなどと衆参ねじれ現象とは言え、目まぐるしい政局の流れが報道がなされています。これまで表沙汰にはならず、国民の大半が知らなかった天下りの実態について、国土交通省官僚の独立行政法人及び公益法人への天下りにおいては、1,880億円に上る法人への補助金や56法人に1,200人余りの天下り、1千万円を超える年収を得ている同省OBの220人もの常勤役員等についても首相に質問書が提出されています。

政府は4月4日地方自治体が国の補助金を

活用して建設した施設について完成後これまで50年としていた期間を、10年経過を条件に当初の利用目的と異なる施設の転用や譲渡、取り壊しなどの財産処分を認める方針を固めました。道路特定財源の揮発油税の暫定税率が失効し、道路関連事業の執行を一部凍結する自治体が相次ぐ中、政府が補助金の規制緩和を打ち出すのは、地方への配慮を示す狙いもありそうです。その際、各省庁は4月内にも関連規制緩和し、本年度から適用して、補助金の国庫返納は求めなくなります。これより、自治体は補助金の当初目的に縛られず、地域の実情に応じて施設を柔軟に活用できるようになるとの新聞記事がありました。

補助金等適正化法は、自治体が補助金を全額返還した場合か、建物の耐用年数（約50年）が過ぎた場合は、補助金を所管する省庁の承認なしに財産処分できるとの規定です。それ以外でも国が認めれば処分は可能ですが省庁ごとに承認規定が異なる上、補助金の返還が求められるケースがほとんどで、自治体からは「地方の自主性を阻害している」との不満が出ていました。

平成の大合併に県下で1番乗りした本市において、旧町の重複施設を取り壊す際の補助金返還も求められる事は有りません。また公営住宅など補助金での施設が今後この法改正を期に、本市にとってどの様な財政上の効果があるのかお聞かせ下さい。又よりよい地方分権化に向けての法改正を末端地方自治体から提言していく必要が有ります。イオン進出で将来が明るいかほく市が今後の市政運営を中央任せにせず地方からの意見を発信していく事が大切と思われます。頭脳明晰なる油野市長が、政府に求めるかほく市の地方分権推進の方針をお示し下さい。

次に活力あるまちづくりについてお尋ねします。かほく市は市民憲章でいろいろな行動を掲げました。私たちはその行動を実践することで「うるおいと、活力と夢と心の通う、魅力ある住みよいまちをつくります」を実践実行中でありす。個人や会社の事業はもちろんのこと、四季祭りを始めとする、文化、スポーツあるいはボランティアにと実践実行しています。

市長自らも、交通安全と融合したあいさつ運動に早朝から駅であいさつ運動をしたり、登下校時の児童に声をかけています。また協力会員を募り、車にステッカーをはって安全、安心のまちづくりを市内全域で繰り広げています。

児童は学校内では「あいさつ日本一」と標語を掲げて、部外者に会うと、挨拶は非常に大声で、にこやかにあいさつします。しかし学校から離れて、登校下校時やふだんのあいさつは全く別人に見える生徒が大半です。学校内だけ元気なのです。周りに、大勢の仲間がいないと声が出しにくいようです。それだけ地域とは、つながりが薄いのでしょうか。それにはそれだけ付き合いの機会が少ないことが原因の一つといえます。「早寝・早起き・朝ごはん」と謳っていますが、地域では「おはよう御座います・ご馳走様・有難う御座います」の挨拶・お礼が言えているのか、把握できません。いま、地域ぐるみの行事に参加する機会が少なくなりつつあります。お祭り、お盆、地域の運動会、このような行事にも参加者が少なくなりつつあるようです。そこで1つ実行しましょう。

以前3町合併記念行事で七塚中央公園でのNHKラジオ体操の実況放送がありました。短時間の実況放送にも関わらず、市内各所から大勢の市民が動員されました。よくも不満を言わずにあのように沢山の人が集まったと今でも不思議やら感心やらしていますが、みんなは早

起きが好きで、ラジオ体操に参加することが好きなんだと私には思えました。

学校の夏休みに小学生がラジオ体操をしています。教育委員会がテコ入れされ体育指導員が児童のラジオ体操を指導し、また運動会で準備体操にラジオ体操を取り入れられて大変上手になりました。今年はこのラジオ体操の時間を地域住民と児童のふれ合いの時間にしようではありませんか。児童に合わせて地域住民がこぞってラジオ体操に参加しましょう。老人会にも声を掛けてください。児童と地域住民とがラジオ体操をすることで地域に連帯感が芽生えます。顔なじみが増えます。防災力も増す事でしょう。町会長や班長さんもこぞって参加して、ご近所の情報発信、収集の場にしましょう。井戸端会議ならぬ、ラジオ体操会議が出来ることでしょう。地域が共に働く協働の力を、ここで育てるきっかけとなるでしょう。

そこでお願ひがあります。ラジオ体操指導員なるものを養成、認定して地域に配置してください。児童はなぜか手前勝手に指導者を名乗ってもついて来ません。反発します。自ら動かず指示待ちの状態ですが、指示には従いません。しかし、お上のお墨付きに弱いのです。いや好きなのです。「この紋所が目に入らぬか」と指導員の帽子、ウインドブレーカー、腕章、ステッカーなるものを見せる事で児童生徒は納得して指導に従います。

無理強いするつもりがなくても、反発はなくなります。そこまで段取りをすると、朝のすがすがしい時間帯に大声で「にこやかな、おはよう御座います」が飛び交うようになるでしょう。市民の健康増進と市民憲章実践の場になると確信を持って市長と教育長と市民部長に、市民参加とラジオ体操指導員の養成と認定制度の実践を進言しますが、実施のお考えがいただけ

ないか検討結果をお尋ねいしたいと思います。以上です。

市長【油野和一郎君】はい、議長。

議長【西田正剛君】油野市長。

市長【油野和一郎君】それでは冨澤議員のご質問にお答え致します。

まず、第1点目の補助金施設の転用容認についてのご質問であります。

これまで、国の補助金により整備した施設の処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる「補助金等適正化法」において、各省庁の長の承認を受けずに施設の目的外使用や譲渡、交換することなどが原則禁止されております。処分できる場合として、議員のご質問の中にもありましたように、「補助金を返還した場合」や「耐用年数が経過した場合」については、「省庁の長の制限を受けずに財産処分できる」と同法施行令に規定されております。

今回、議員からご質問いただきました国の補助金により整備した施設の処分条件の緩和については、全国の自治体からの「省庁の縦割りによって地方の自主性が阻害されている」との声に対応し、1998年5月に閣議決定された地方分権推進計画において補助金施設の転用条件の緩和が盛り込まれたものでありますが、昨年11月の地方分権推進委員会では、その基準の明確化や手続きの簡素化を図るよう要請されておりました。このような動きに対応する形で、本年3月、政府の補助金等適正化中央連絡会議において「転用条件の緩和」に関する申し合わせ案が各省に提示され、詳細については各省庁より個別に通知することとされたものであります。

これによりますと、近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等による社会

経済情勢の変化に対応するため、また既存の施設の有効活用による地域の活性化を図るため、「概ね 10 年を経過した補助対象施設」については、補助の目的を達成したものとみなし、転用にあたっては、原則、省庁への報告をもって省庁の承認があったとみなすこととされました。なお、承認の際、転用後の用途や譲渡先等について、差別的な扱いはしないこと及び補助金の返還を求めないこととなっております。

しかしながら、本来が補助金による施設であることから、有償での譲渡・貸付の場合には、補助金の返還が生じること、当該施設に係る行政需要への対応状況の提出など、最小限の条件を付することができることとされています。

また、概ね 10 年経過前であっても災害による損壊があった場合など一定の要件を満たした場合の財産処分については施設の転用条件を緩和することとされており、その取り扱いも同様となることとなっております。

議員ご質問の、かほく市における施設とその財政上の効果についてであります。国の補助金で整備した施設については、ご指摘の市営住宅のほか、小中学校、保育園、公民館、図書館など数多くの施設があります。

これらの施設を行政上の必要から財産処分することとした場合において、処分することにより、人件費等の経費を含む「維持管理費」の縮減が図られるというメリットがある反面、施設整備のため借り入れた市債において、償還年限が残っているものについては、処分後も償還していく必要があること、施設処分の翌年度からはその施設の市債償還に係る普通交付税措置が打ち切られることなどデメリットとなる場合があります。

さらに、施設を目的外に転用した場合、これまで当該施設を利用していた市民に対して相

応の配慮をする必要もあり、財政的なメリットのみをもって処分・転用するのではなく、市民の生活の向上のため適切な対応していく必要があると考えております。

以上のことから、市と致しましては転用、或いは処分にかかるメリットとデメリットを総合的に勘案しながら、市民ニーズも十分に勘案し、「選択」と「集中」を図りながら、施設の効率的な管理を進めて参りたいと考えております。

また、中央任せとならない地方分権化に向けての取組みにつきましては、今回の措置のような事例につきましても、先ほどご説明申し上げましたとおり、各自治体から全国市長会や関係会議、協議会に提言した結果であると考えております。かほく市も現在、地方財政制度の拡充強化、地域経済の活性化、交通基盤の整備促進、福祉・教育の充実に係る「制度の規制緩和や拡充」など、地方分権の進展に欠かすことのできない事項について、様々な要望を国に対して行っております。今後とも地方分権の本旨でもある「自主、自立」の自治体運営を念頭に、市政運営に取り組んで参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解をお願い致します。

次の第 2 点目の市民憲章実践の活力あるまちづくりに関するラジオ体操のご質問については、遠田教育長の方からお答え致しますので、私の方からは、以上で富澤議員のご質問に対する答弁と致します。

教育長【遠田敏博君】議長。

議長【西田正剛君】遠田教育長

教育長【遠田敏博君】富澤議員の第 2 点目の、市民憲章実践の活力あるまちづくりのご質問についてお答え致します。

まず、夏休みラジオ体操を住民参加運動にしてはとのご提案についてであります。

現在、市民憲章推進本部では、平成 20 年度の最重点事業として「早寝・早起き 朝ごはん運動」、また重点事業として「あいさつ運動・交通安全運動」を掲げ、その推進に向けて行政・地域・家庭・学校・事業所が一体となって事業展開をしております。

現在、子どもから大人まで日常の食生活や生活習慣を身につけることや見直すという観点から全国的に「早寝・早起き 朝ごはん運動」が取り組まれており、本市でも“心も 体も元気いっぱい”な、まちづくりを目指し、啓発チラシの配布や啓発ポスターの貼付、講演会、食育親子料理教室等の開催、子どもの夜間活動の自粛、土・日曜の朝の家庭・地域活動、それには清掃活動、レクリエーション活動、花づくり等がございますが、その推進とノー残業デー、ラジオ体操の実施など地域ぐるみで取り組んでおります。

そこで、ラジオ体操の実施は、ともすれば不規則になりがちな子どもたちの夏休み期間中の生活リズムを整えるために取り組んでいます。

教育委員会では、夏休み期間に入る前に、ラジオ体操指導者の資格を持った市体育指導委員による「ラジオ体操指導者講習会」を市内の旧町単位で小学 5・6 年生、その保護者、子ども会育成委員、PTA 役員、一般市民を対象にして開催しております。昨年は約 260 名が参加しております。

夏休み期間中のラジオ体操には、子ども、保護者、子ども会育成委員、PTA 役員だけでなく地域の高齢者、一般市民の方も参加、また、特に宇野気区民合同ラジオ体操、浜北地区ラジオ体操講習会など公民館の事業として実施しているところもあり、多くの区民が参加、交流の場となっています。

議員の言われますように、本年は更に市の高齢者健康クラブや地区の老人会、また、近年問題となっております成人のメタボリックシンドロームを予防・改善するための一つの運動としても地区住民の方々へ参加を呼びかけ、交流の場にしていきたいと考えています。その節はご協力をお願い致します。

次に、ラジオ体操指導員の養成・地域への配置についてお答え致します。

現在、市には石川県ラジオ体操連盟の指導員資格を持った市体育指導委員が 20 名おります。この体育指導委員が、先程述べた地区での「ラジオ体操指導者講習会」の開催、また夏休み期間中の地区からの指導要請に応え実技指導を実施し、正しいラジオ体操の普及に努めております。

指導体制につきましては、現在のところ市体育指導委員を中心としながら、市体育指導委員の講師による「ラジオ体操指導者講習会」に更に沢山の方が参加していただけるように、ケーブルテレビ、市広報の活用、また、健康クラブ、老人会など各種団体にも呼びかけ、指導できる人を増やしていくこととしていますので、議員におかれましては、ご理解・ご協力いただきますようお願い致します。

市と致しましては、今後とも活力あるまちづくりに向け鋭意努力してまいりますので、議員各位におかれましてはご理解・ご協力を賜りますようお願い致します。

以上で、富澤議員のご質問に対する答弁と致します。

議長【西田正剛君】 富澤議員、答弁もれはありませんか。

7 番【富沢明次君】 ありません。

議長【西田正剛君】 再質問はありませんか。

7 番【富沢明次君】 ありません。

暫時休憩

議長【西田正剛君】 それでは、ここで、暫時休憩をいたします。再開は、午前 11 時 20 分からとしますので、よろしくお願いをいたします。

【休憩 午前 11 時 14 分】

【再開 午前 11 時 20 分】

再開

議長【西田正剛君】 ただいまのところ、出席議員数は 18 人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長【西田正剛君】 次に、11 番 中村 修一君。

11 番【中村修一君】 はい、議長。

私は、本定例会に 3 点の質問をさせていただきます。まず 1 点目は、学校支援地域本部についてであります。

近年、青少年の犯罪、いじめ、不登校など、さまざまな問題が発生をしています。

こうした背景には、都市化、核家族化、少子化および地域における人と人とのつながりが薄くなっていること、個人主義の台頭などによって、いわゆる「地域の教育力の低下」が、その一因として指摘をされています。

また、学校教育においては教育活動以外の業務が増加し、教員が子供一人ひとりにきめ細やかな指導をする時間の確保が難しくなっているということも問題となっています。

そこで、文部科学省ではこれらの問題を解決するために、地域全体で学校教育の支援をお願いしたいということで、平成 20 年度から新たに、「学校支援地域本部事業」を始めました。全国の市町村 1,800 箇所を対象にその実行委員会を立ち上げ、2,500 の中学校区において「学校支援地域本部」を設置をいたします。そして、その校区内の小中学校において、保護者・地域住民・各種の専門家などが、学校支援ボランテ

ィアとして学校を支えるというモデル事業であります。期間は 3 年間であり、全額国からの委託事業ということです。

この事業により、造園や電気といった専門家の方々に学校内の環境整備をしていただく。また地域の退職教員の方々などには、少人数指導や習熟度別指導などの講師をしていただく。また、あるいは保護者や地域住民の皆さんには登下校時の安全指導をしていただく。といったように、学校のさまざまな仕事に協力してもらうこととなります。そしてそのために、地域や保護者の力を組織化し、学校を支えることを通して地域の教育力を改めて高めていくとともに、地域の連帯感もいっそう強くなるのではないかと考えているようであります。

「学校支援地域本部」の中心的存在となるのは、「地域コーディネーター」であり、学校からの要請を受け、地域から適切な人材を選んで学校に派遣するという重要な役割を担います。成功するかどうかのカギとなる「地域コーディネーター」の人材確保が課題の一つと言え、なかなか難しい部分もあるようですが、地域と学校が一体となり、地域社会の中で子どもたちが安全で安心して健やかに育っていく環境を整えることは大変重要であると私は考えます。

今、文部科学省はこのモデル事業の第 2 次募集を行っています。全国で中学校区は約 10,000 校区あるわけですが、その内の 2,500 校区が選定されます。かほく市でもこの事業に応募し、やってみる価値がある事業だと考えますがいかがでしょうか。教育長の答弁を求めるものであります。

2 点目、完全米飯給食についてであります。

原油の価格高騰を原因として始まった、さまざまな製品の値上げは庶民の生活や経済活動を脅かしています。食料品も例外でなく、小麦

や牛乳の値上がりは学校給食の現場を直撃しています。

今年に入って、全国各地から給食費値上げのニュースが相次いでいるようであります。給食費の値上げは安全で安心な食材の確保の問題も含んで、大変難しい問題であると思いますが、現在かほく市ではどのように考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

さて、子供たちが将来にわたって、毎日を健康で生き生きと生活できるようになるためには、食事、運動、休養のバランスの取れた生活習慣を身に付ける必要があります。また、家族や友人と和やかに食事をする事は、豊かな心や望ましい人間関係を育成するうえからも、大切な役割を果たすものであります。

そんな意味から、成長期の子供たちが教育の一環として、学校で食べる、学校給食の意義は大変大きいものがあると、私は思います。

最近、子どもたちの肥満の増加傾向が心配され、あるいは糖尿病や生活習慣病の増加に関して、パンを主食として、肉や卵、乳製品や油脂を多く使う欧米型の食生活との関係が指摘されています。

また、輸入食品を中心とした、食の安全性の問題も懸念をされています。

さらには食糧の国内自給率の低下も、切実な問題になりつつあることはよくご存知のことと思います。

世界で健康食として、日本食が高く評価され、日本食ブームにもなっている今こそ、日本人に合った、真に健康を守る食習慣を身につけることが必要であり、ご飯を中心とした日本の伝統的な食文化を次世代に伝えることが、学校給食の大切な意義のひとつではないかと私は思います。

これらの諸問題に対する解決策として、学校

給食の完全米飯化が提唱され、全国でも少しずつ始まっています。

かほく市でも「食育」が進められ、「地産地消」が叫ばれていますが、そのためにも米飯給食の推進は大きな意味があると思います。

かほく市の学校給食は、現在週3回米飯給食を実施しているとのことですが、さらにそれを進め、週5回の完全米飯給食にする考えはないかお尋ねします。

次に3点目の質問に入ります。国際交流についてであります。

今年1月29日に恒例のかほく市立志式が、市内3中学校の2年生371人を対象として、河北台中学校講堂で開催をされました。

その際、3人の生徒による意見発表がありました。どの発表も大変すばらしいもので、大変頼もしくも感じたわけですが、私は特に宇ノ気中学校の沢田杏奈さんの発表に心を惹かれました。

市が国際交流事業の中心事業として行っている姉妹都市提携があることは皆さんよくご存知のことと思います。沢田さんは青少年海外派遣事業の一員として、姉妹都市であるドイツのメスキルヒ市へ親善訪問し、これをきっかけに英語の必要性を感じて、これからは語学をマスターして、世界に通用する国際人としての職業に就き、いろいろな国の人々に感動を与えたいというものでした。

まさに、これまで長年にわたり続けてきた国際交流事業の成果が具体的に現れたよい例だと思います。

相変わらず世界のさまざまな地域や国で、いろいろなもめ事が頻発しています。それらの解決のためには、国と国の外交交渉や、国連などの国際機関が間に入って調停をするわけですが、それよりも日ごろからの市民レベル、ある

いは自治体レベルでのいわゆる草の根交流が平和の維持のために大切であると、メスキルヒ市のツヴィック市長がかほく市へ訪れた際の挨拶で述べられていましたが、私もまさにそのとおりだと思います。

また、近年は通信手段や交通手段の急速な進歩によって、海外との交流が活発に行われて、世界は大変狭くなり、いろいろな経済活動をするにあたって、世界情勢を考えずにはいられない情勢にもなっています。

自治体もそれぞれの特徴を生かしてさまざまな交流活動を繰り広げることによって、人と人とのつながりが広がり、経済面でのチャンスも生まれると思います。

特に未来を担う子どもたちにとっては、外国の文化や歴史にふれ、いろいろな価値観を知ることにより、考え方が柔軟になり、広い心を持つことができるようになる、大変重要な教育の一環であると思います。

財政状況が大変厳しい中、具体的な成果の見えない事業ということで国際交流なんか無駄ではないかとの意見もあるわけですが、私は今まで述べてきました理由により、大変大事な事業だと考えます。

かほく市としてこれまで取り組んできた国際交流事業をどう評価し、また、今後についてどう考えるのかお聞きしたいと思います。

以上3点について教育長の答弁をお願いして私の一般質問を終わりたいと思います。

教育長【遠田敏博君】議長。

議長【西田正剛君】遠田教育長。

教育長【遠田敏博君】それでは、中村議員のご質問にお答え致します。

まず、第1点目の学校支援地域本部事業への取り組みについてでございますが、議員ご指摘のとおり、文部科学省が今年度から3ヵ年の委託

事業として学校支援地域本部事業を始めており、国は学校支援地域活性化推進委員会を、また政令指定都市を含む都道府県では運営委員会を、更に市町村では実行委員会と中学校区を基本単位とする学校支援地域本部を設置し、それぞれの地域の実情に応じた学校支援活動を行うこととしております。また経費的には、国から都道府県等への委託費として、更に都道府県等から市町村等への再委託費として、広報、指導者養成及び活動経費などの支援体制に係る経費について、国費において10分の10の財源措置がなされております。

石川県におきましては、地域ぐるみの学校支援推進事業運営委員会を組織し、県内19市町に対して当該事業の実施について働きかけているところであり、現在のところ2市1町が事業採択に向けての申請を行ったと聞いております。

さて、かほく市における取り組みについてでございますが、当該事業の趣旨・目的が、本年3月に策定いたしました、かほく市生涯学習振興ビジョンの生涯学習推進計画における市民の「社会性を育むための教育活動の展開」というテーマの地域の役割の向上に合致するものであり、また現在でも地域が小学生の下校時の安全対策を行ったり、外部指導者が中学校の部活動の指導をしていたり、また、PTAや子ども会が学校との合同行事を実施しているなど、学校を支援している事例がありますので、学校支援地域本部事業の採択を受けることにより、これらの体制を一元化し、より充実した学校支援を行っていくことが本市における地域教育力の向上と市内小中学校教員の指導環境の充実に結びつくものと考えていますことから、追加の事業採択申請を行い、今年度から取り組んで参りたいと考えております。

現在、その取り組みについて、市内小中学校の現状を把握し、必要となる支援体制の構築に向けて研究中であります。学校支援地域本部においては、学校長、教職員、PTA、子ども会及び地域の代表などで構成する地域教育協議会の設置と地域コーディネーターの配置を行うこととなります。

特に地域コーディネーターは、学校の求めに応じて、学校支援に関心のある市民のボランティアと学校とを結び付けるコーディネート機能を担う大変重要な職責を果たすこととなるため、その人選については、地域の現状に精通した人を配置することが当該事業の成否に直結するものと考えているところでございます。

また、この取り組みにつきましては、単に学校支援にとどまらず、今後の本市における社会教育的地域活動の推進と地域活性化につながるものであり、国の委託事業が終了する平成23年度以降も継続して実施できるよう、市教育行政として総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

今後、具体的な実施計画を策定し、必要な経費につきましては、補正予算にてご提案申し上げる所存でございますので、ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

第2点目の完全米飯給食導入についてのご質問についてであります。

全国各地で小麦等、食材価格高騰による、給食費の値上げが実施されているが、かほく市ではどうかのご質問であります。給食費につきましては、本年3月、かほく市学校給食センター運営委員会において、各市町の単価及び、食材の価格状況等を踏まえ、審議検討を行ったところであります。

その結果、単価アップの意見もありましたが、

献立や仕入れを工夫することにより、栄養バランス、質、量を確保しながら、給食費を据え置くとの結論となりました。しかし、今後食材価格の動向等により学校給食の運営に影響が出ると見込まれる場合は、再度給食運営委員会を開催し、値上げに関して検討するとの方針でご承認を頂いたところであります。

この給食単価の改定状況を石川県内で見ますと、県内19市町のうち、平成20年度より値上げを行ったのが7市町、据え置きは12市町でありました。また、かほく市の1食あたりの単価は、小学校で260円、中学校305円であり、県内では中間の位置にあります。

次に、完全米飯給食への変更についてですが、現在かほく市を含め、炊飯設備のない県内学校の米飯は、石川県学校給食会を通じて、米心株式会社より石川県産コシヒカリ100%が納入されております。また、パンも県学校給食会を通じて、地元かほく市内のパン製造会社より納入されております。

県内の米飯給食の割合につきましては、完全給食実施校324校の内、週3回が219校で68%、週4回は69校で21%、週5回の完全米飯給食は33校で10%、その他、米飯3.5日・パン食1.5日は3校で1%となっており、かほく市は週3回の68%に含まれております。なお、平成20年度学校給食用基本物資価格によりますと、現在1食あたり、低学年ではパン29円84銭、米飯は43円06銭、中学年ではパン31円62銭、米飯48円82銭、高学年はパン49円17銭、米飯54円34銭で、いずれも米飯が高いのが現状でございます。

このことから、完全米飯給食への移行について、中村議員のご提案につきましては十分理解できるものではあります。今後の小麦や他食品の値上げの動向や、子ども達の思い、更には

中国ギョーザ等で昨年騒がれた学校給食の安全性はもちろんのこと、地産地消の観点や地元パン業者の育成などの様々な条件を考慮し、今後、米飯給食の回数増の可能性に関して学校給食センター運営委員会で十分検討して参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に第3点目の、国際交流についてのご質問にお答え致します。

近年のグローバル社会の進展に伴い、本市においても市民の国際感覚の育成を図る観点から、姉妹都市交流の推進や国際交流員の活用などの様々な施策を展開しております。

特に姉妹都市交流は、本市の国際交流事業の中で最も重要な位置を占めているものであります。

平成16年7月に旧宇ノ気町の姉妹都市であったドイツ連邦共和国のメスキルヒ市と青少年及び一般市民交流事業の継続や哲学国際シンポジウムの開催などの交流方針を定め、ついで姉妹都市提携の調印を行い、かほく市となってから青少年交流事業としましては、平成17年3月に20名、平成19年10月に18名の訪問団を受け入れました。また、平成18年7月に市内中学生15名を含む19名の訪問団を派遣し、本年9月にも派遣を予定しているところでございます。

旧宇ノ気町時代から続いているこの青少年交流を通じて、外国に興味を持ち、外国語を習得するために外国語大学に進学したり、外国と深くかかわりのある職業に就いたりする生徒もおります。

平成18年のメスキルヒ市への訪問団生徒の中には、議員が例示されました立志式の国際交流についての意見発表を行った生徒だけではなく、高校進学後にドイツ語教室に参加したり

する生徒も見られることから、姉妹都市青少年交流は、次代を担う青少年がホームステイによって外国の人と顔と顔を直接会わせることにより、異文化に触れ、国際的な視野を広げ、今後の成長に資するものであり、本市にとりましては、極めて重要な事業であると考えており、これまでの取り組みについては、非常に高く評価しているところでございます。

また、かほく市国際交流協会を通じての姉妹都市との成人相互派遣も隔年で開催されており、昨年5月末にかほく市を訪問したツヴィック市長を団長とする訪問団に上級官庁であるズィグマリゲン郡のゲアテ郡長も参加するなど、人的交流はこれまで以上に活発に行われておりますし、「かほく四季まつりサマーフェスタ in かほく」のイベントには、姉妹都市における猫の装束をまとって踊る伝統的なまつりにちなんだものがあるなど、姉妹都市交流は確実に根付いてきていると考えております。

なお、本市は、ドイツ出身の国際交流員1名を配置しており、保育園や学校訪問、または市民団体からの要請により、多くの市民に対して外国のことを紹介する活動を行っておりますし、かほく市国際交流協会との連携による国際理解教室の開催や本市に3名配置しているALT外国語指導助手の協力も得て開催する英会話教室やドイツ語教室の開催に加えて、ジャパンレント事業による外国人留学生の受け入れなどの多様な国際交流事業を展開するとともに、小学校英語活動の実施により、英語での積極的なコミュニケーションの推進及び外国の言葉や文化に対する理解を深める施策を実施しているところでございます。

今後、在住外国人への相談窓口の充実などの支援事業の拡充を行なうことも視野に入れつつ、総務省が推進する多文化共生社会を本市に

も実現する必要があると考えております。

このように、これからの日本を担う青少年の国際感覚を高め、国際的な視野に立った人材を育成するために、姉妹都市青少年交流を軸とした市民レベルでの国際交流事業を今後も継続していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、中村議員のご質問に対する答弁と致します。

議長【西田正剛君】中村議員、答弁もれはありませんか。

11番【中村修一君】答弁漏れはありません。

議長【西田正剛君】再質問はありませんか。

11番【中村修一君】再質問はありません。

議長【西田正剛君】中村議員。

11番【中村修一君】はい議長。まず1点目の学校支援地域本部事業については、即申し込みということで大変前向きなご答弁をいただきまして、是非進めてやっていただきたいというふうに思います。また2点目の学校給食米飯につきましては、その単価の件を聞きましてびっくりしまして、大変単価の件では厳しい状況かなというふうにはよく分かりました。

ただ、私の思いとしましては日本食を大事にしたいという思い、やはり子どもたちには日本の食文化のすばらしさを伝えてほしいという思いから、今後検討していただきたいということでよろしく願いいたしたいと思っております。

また国際交流についても、私も高く評価しているわけですが、これからもそれを続けていっていただけるということで、大変うれしく思っているわけですが、特にこの国際交流につきましては、教育面というだけでなく、やはり市の活性化、或いはかほく市を世界に発信するという意味でも教育だけでない、もっと大きな意味での意義があると思うので、その辺に

ついて市長の方がどう思っているのか伺って質問を終わりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長【西田正剛君】油野市長。

市長【油野和一郎君】それでは、中村議員の再質問についてお答えいたします。

私、この国際交流事業というのは、やはり先ほど遠田教育長が答弁いたしましたように、青少年交流というのが最も大切であり、そしてまたそれが広がっていくということが大きいし、効果があるものだというふうに思っております。

それに付随しながら、お互い国際交流を理解しながら、市民の皆様が国際交流についてご理解をいただき、またお互いの交流を深めることによって活性化、発信につながればと願っているところがございますので、これからは我々が旧宇ノ気町から引き継いだすばらしい事業について我々が今度は次代に引き継いでいくのが仕事であろうというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長【西田正剛君】次に、2番 安達 肇君。

2番【安達 肇君】はい、議長。

油野市長におかれましては、3月に無投票というすばらしい形で当選され大変おめでとうございます。そして新たに2期目がスタートしたわけですが、1期目にもまして更なる、活力みなぎる元気なかほく市へ前進していただけるものと期待しております。

ただ、かほく市の財政状況は依然と厳しいものがあります。合併時の基本方針であった「サービスは高く、負担は軽く」は、いま一度点検をすることが必要になってきており、住民サービスと住民負担における公平なあり方というものをしっかりと見極める必要がある2期目

であるかと思っています。そういう中、20年度は企業局を廃止し上下水道課とするなど、部署の再編を行い行政の効率化に取り組んでいることは評価できるものであります。

本日の私の一般質問は、かほく市が事業を行い、料金を徴収している公共料金に類するもの、ケーブルテレビ、上水道、下水道事業の今後の見通しについてお聞きするものであります。この3つはそれぞれ特別会計・企業会計で運営されており、その歳入には使用料が充てられています。使用料は、各家庭の使用料金に加入者数を乗じたものであり、使用料金の単価と加入者数が事業の運営に大きく影響し、また使用料金は市民の方々が最も関心を示す部分でもあります。

まず、ケーブルテレビ事業についてですが、最近どの行事やイベントに行っても「かほくチャンネル」のジャンパーを着たスタッフが一生懸命撮影していますし、「かほくチャンネル」の内容も開局当初としては、思った以上によくできているなど、関係者の努力を大変評価いたします。これらの情報・番組をできるだけ多くの市民の方々に観ていただきたいと思える内容であります。

今後は、この事業をいかに安定して運営していくかが課題であると思いますが、本特別会計は今年度より新設されたものであり、開局年であることから経費もかかり、収入も少なく、安定経営とはならないことは承知しているわけですが、現在の加入者数はどれくらいであり、今後、今の料金体系でどれくらいの加入率なら維持管理の採算が取れるのか、またそれはいつ頃になる見込みかを伺います。

また、経営とは別ではありますが、一般家庭では「かほくチャンネル」にチャンネルを合わせるの、他の民放など見たい番組のすきまで、

限られた時間帯になってしまうわけですが、その時間帯には毎日いつも同じ番組が放送されています。繰り返し放送することは構わないわけですが、曜日によって番組スケジュールを変更すれば、同じ時間帯であっても、違う番組を観ることができ、より多くの情報を伝えることができると思うわけですが、技術的に難しいことなのでしょうか伺います。

次に、水道事業について伺います。水道事業会計は唯一減価償却も含めた企業会計であり、健全経営のためにも使用料の安定確保が重要であります。3月議会において、冨澤議員の質問に対する市長の答弁で、上水道の普及率は98.7%となっているとのことで、これは、ほぼ全世帯が加入している高い数字であります。飲用井戸も多く、上水道と併用している家庭が多いとのことでした。また同時に、飲用井戸から上水道への切り替え実施につきましてもご理解いただくよう努めて参りたいとも答弁しております。

人間にとって水は、生命を維持していくうえで欠かせない物質であり、人体の約70%が水によって構成されています。上水道は、家庭や社会生活の中で様々な目的で使用されていますが、最も重きを置いて考えなければならないのは、生命維持のため飲用として用いられていることであり、常に安全でなければならないことでもあります。水道法の第1条には、「水道を計画的に整備し、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること」と記されています。

そこで、上水道の安全・安心性を訴え、井戸水と併用されている家庭においては、できるだけ上水道の割合を高め、上水道の使用水量を増やすことが事業の安定経営にも繋がるものと思いますが、ここ数年の使用水量の変化と今後

の方針について、また、現在の水道料金は事業を維持していく上で適正な価格かどうかを伺います。

次に、下水道事業について伺います。かほく市における下水道の面整備はほぼ完了し、今後は維持管理が主な業務になってくるものと思えます。しかし、下水道は面整備が終わっただけではその役割を果たすことができません。各家庭が下水道に接続して初めてその役割を果たすことができるわけであり、ケーブルテレビや上水道はあくまでも市民の方々が任意で加入するものですが、下水道は下水道法によって接続が義務づけられています。下水道法第10条及び11条の3において、「供用開始区域内で汚水を排出する者は遅滞なく排水設備を設置すること。くみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、供用開始日から3年以内に水洗便所に改造しなければならない」としております。これは下水道が、公共用水域の水質の保全、自然環境の保全に重要な役割を担っていることにあります。きれいな川や潟や海を取り戻し、それを子供たちに残していくため、市民一人ひとりの意識が必要であり、そのための費用負担のあり方についてもコンセンサスを得ていく必要があると考えます。

そこで、現在の公共下水道及び農業集落排水の接続率を伺います。また、供用開始から3年を超えている未接続の割合はどれくらいか、それらの方々への対応はどうされているのか伺います。そして、今後の接続率の予想及び下水道料金はどのように推移していくのかを伺います。

以上が私の一般質問の内容であります。市長からの答弁を求めます。

市長【油野和一郎君】はい、議長。

議長【西田正剛君】油野市長。

市長【油野和一郎君】それでは安達議員のご質問にお答え致します。

まず、第1点目の、ケーブルテレビ事業のご質問についてであります。

かほく市ケーブルテレビネットワークが本年4月1日に開局し、現在、試行錯誤をくり返しながらではありますが、「かほくチャンネル」を通じて市民の皆様へ、生活に身近な情報や季節の話題などをお届け致しております。お蔭様で最近では、「かほくチャンネル」に対するご意見や番組取材の依頼もたくさん頂けるようになり、大変喜んでおります。

今後も、視聴者である市民の皆様のご意見を参考にさせて頂き、教育・福祉などの行政情報をはじめ、地域コミュニティ情報やイベント情報など、より充実した番組を提供して参りたいと考えております。

また、いつ発生するかわからない災害などの緊急情報の発信にも努め、安全安心なまちづくりの基盤として、市民サービスの拡充を図って参りたいと考えております。

さて、議員ご質問の、現在の加入者数、採算性のとれる加入率等のご質問についてですが、まず、この5月末での加入申込み件数を申し上げますと約1,800件となっております。現行の料金体系で維持管理の採算が取れる加入件数につきましては約4,000件と試算をしており、来年3月末までに4,000件の加入を達成できればと思っております。

すでにご案内のように、そのために新たな加入促進策といたしまして新規加入者のご紹介キャンペーンを今月1日から実施しております。このキャンペーンは、ケーブルテレビに加入されている方が、新規加入者を紹介し契約が成立した場合、かほく市商工会発行の商品券3,000円分を進呈するものであり、

ケーブルテレビの加入促進に合わせ商業振興にも寄与するものと考えております。

また、4月30日まで実施致しましたセットトップボックス購入割引キャンペーンにつきましても、加入者の皆様から大変好評を頂き、また、多くの要望も頂いておりますので、第2弾として、この5月1日から本年12月31日までに申込みを頂いた場合、5,250円を割引するサービスを展開しているところであります。

これからも一人でも多くの市民の皆様に参加して頂けるよう様々な取組みを展開して参りたいと考えておりますので、議員各位の一層のご協力をお願いするものであります。

また、市民の皆様にも、より多くの番組情報を伝えるため番組スケジュールを曜日によって変更できないかのご質問であります。かほくチャンネルの番組表を確認する方法としていくつかの方法があります。まず、「かほくチャンネル」をデジタルテレビで視聴頂いている皆様につきましては、画面で表示される電子番組表の機能により確認できることとなっております。それ以外のアナログテレビを利用しながら視聴されている皆様におかれましては、市のホームページに掲載しておりますその週の番組表を見て頂くか、番組の中で放送しておりますチャンネルガイドで放送時間を確認する方法、そして市広報に掲載の番組表により確認する方法がございます。

現在、番組スケジュールは一週間単位で入れ替えを行っておりますが、その際に映像特集番組の放送時間帯を変更し、放送しております。議員ご提案の、曜日によって番組スケジュールを変更することは技術的には可能ですが、スケジュール管理が非常に煩雑となり、放送トラブルにつながる可能性も高くなります。また、先ほど申し上げました番組案内をお知ら

せする方法が複雑化し、視聴者の皆様にとっては非常にわかりづらく、逆に混乱をまねきかねないと思われまます。これらのことから、曜日ごとの番組スケジュールを変更することなく、当面は現行の番組スケジュールで継続して参りたいと考えております。

ケーブルテレビが開局してから2ヶ月が過ぎました。これからも多くの市民の皆様からのご意見を拝聴しながら、より親しまれる「かほくチャンネル」を目指して参りたいと思っておりますので、議員各位にはより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

次に第2点目の水道事業のご質問についてお答え致します。

議員ご承知のとおり、水道事業は、水道法により「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること」を目的とする地方公営企業であり、その経営においては「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」という基本原則があります。

議員ご質問の、使用水量の変化と今後の方針についてであります。使用水量は平成16年度以降、345万立方メートル前後を推移する、ほぼ横ばいの状態となっております。本年10月に予定されております、仮称ではありますけれども、イオンかほくショッピングセンターのオープンによりまして、使用水量は、5%以上の伸びが予想されますが、その使用水量の増量に伴う水源の確保につきましては、現在、宇ノ気地区で新たな1箇所の新井工事に着手しており、給水量は十分に確保できるものと考えております。

また、上水道の普及率についてであります。本年3月定例会において、富澤議員の質問にも

お答え致しましたとおり、上水道の普及率は98.7%となっており、ほぼ全世帯が加入している高い数字となっております。しかし、飲用井戸との併用が多いという現状もあり、今後は飲用井戸から上水道への切り替え実施についてご理解を頂くよう努めて参りたいと考えております。

次に、現在の水道料金が事業を維持していく上で適正な価格かとのことですが、地方公営企業法では、企業運営に要する経費は「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」とされており、これは税金によらず、水道料金などによって経費をまかなう独立採算制の原則をいうものであります。また料金につきましては、「公正妥当なものになければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」とされております。

市の水道料金の決定にあたっては、まず水道事業運営に要する総費用の見込みを立て、それをまかなえる料金水準を設定することになりますが、現時点で、総経費を水道料金でまかなえる状況にあること、また、先ほど申し上げましたイオンかほくショッピングセンターでの水道料金が年間3,000万円以上の増収となる見込みであり、水道会計に大きく寄与することなどから、引き続き現在の料金で維持できると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを致します。

次に第3点目の下水道事業についてのご質問にお答え致します。

まず、公共下水道及び農業集落排水の接続率、いわゆる水洗化率についてであります。本年3月末現在では普及率は97.10%であり、水洗化率は81.78%となっております。

また、供用開始から3年を超えても未接続となっている割合はどれくらいか、それらの方々への対応はどうしているのかとのご質問ですが、本年3月末現在で、未接続の割合は18.22%であり、そのうち供用開始から3年を経過している割合は68.89%となっております。

これまで、下水道接続への促進策については、平成19年3月に未接続世帯に対するアンケート調査を実施し、啓発チラシの送付やアンケート調査結果をふまえての個別相談にて、普及促進に努めているところであります。

今後も、ケーブルテレビ等を活用するなど啓発強化に取り組み、水洗化率の向上を目指して参りたいと考えております。

次に、今後の水洗化率の予想と下水道料金はどうのように推移していくのかとのご質問ですが、水洗化率につきましては、これまでの実績を推計致しますと、平成23年度には90%を超えると予想しております。

また、下水道料金につきましては、現在、かほく市は合併時の取り決めにより、県内市町の中でも低い料金体系となっておりますが、今後の設備の老朽化を考えますと、維持管理に多額の費用がかかることも予想されますので、このような要因を検討した上で、将来的には料金の改定も考えていかなければならないと考えております。

いずれに致しましても、未接続者に対しての啓発の強化に努めるなど、更なる水洗化率の向上を目指す中で、財源の確保も図って参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、安達議員のご質問に対する答弁と致します。

議長【西田正剛君】安達議員、答弁もれはありませんか。

2番【安達 肇君】ありません。

議長【西田正剛君】再質問はありませんか。

2番【安達 肇君】あります。お願いします。

議長【西田正剛君】安達議員。

2番【安達 肇君】はい。いくつか再質問させていただきたいと思います。

まず、ケーブルテレビについてでありますけれども、先ほどの答弁の中で採算が取れるのは4,000件ということでありましたが、今年度のケーブルテレビ事業特別会計を拝見しますと、その中には上水道や下水道会計とは違い、人件費が含まれておりません。これはこういうことも含めた上での40パーセントというか4,000件というのは、採算が取れる件数というのは人件費を含まないままなのでしょうか。よろしくお願いたします。

議長【西田正剛君】板坂総務部長。

総務部長【板坂卓之君】それでは、私の方から議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、4,000件についてはですね、基本的には人件費を含めておりません。人件費を含めるか含めないかというふうなことですけれども、本年度かほく市の会計については、一般会計の他10件の特別会計、それから企業会計の水道事業会計の併せて12件の会計がございますけれども、元来地方自治体の会計については大きく性質上から区分しますと、普通会計というふうに言われるものと、それから公営事業会計、これは公営企業じゃなくて公営事業会計という、ちょっと聞きなれない言葉でございますけれども、そういった2種類の会計に大別されます。

普通会計というのはですね、いわゆる地方自治体が一般的に行わなければならない行政に係る事務、例えば議会費とか総務費とか民生費とか教育費等々について、経理を総括的にしていくということで、いわゆるそれ以外にもです

ね、市で言えば墓地会計とかですね、それから土地取得特別会計とか、一部特別会計もありますけど、平たく言いますと一般会計で経理ができるという類のものを普通会計というふうに申し上げております。

それから片やですね、先ほど申し上げました公営事業会計についてはですね、いわゆる地方公営企業法で規定をされております水道事業会計とかですね、下水道事業特別会計とかいわゆる法令等で経理を一般会計とは別にして特別会計を設けて経理をしていきなさいというふうに定められている会計があるわけでございます。

今回ご質問いただきましたケーブルテレビの特別会計事業については、料金とかそういう類のものは予算には計上しておりますけれども、基本的には普通会計に属するものというふうにされております。

考え方でございますけれども、ケーブルテレビで料金は取っておりますけれども、いわゆるケーブルテレビを通じて市が毎月発行しております広報事業と同じように、行政情報を皆様に提供している事業であるというふうなことでございます。

人件費については特別事業会計の中にも含まれておりませんし、基本的には今後もですね特別会計の事業の中では含めないで経理をしていきたいということで、先ほど市長から申し上げました4,000件という件数の目途につきましては、あくまで人件費を含めないで試算をさせていただいたものというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

2番【安達 肇君】はい、議長。

議長【西田正剛君】安達議員。

2番【安達 肇君】たいへん難しい話でした

けども、一般市民の方にもなかなか分かりにくい説明だったと思うのですが、単純に考えまして特別会計の中には番組制作委託料として500万円計上されていますよね。番組制作委託料。そして人件費を含めない一般会計で見るということでありましたが、市が作る番組制作というものに関しては、そこには人件費が含まれない訳ですよね。ところが外部へ出す番組制作委託料というのはこの会計の中に含まれていると。一般的に考えた場合、ちょっと疑問に思うわけでございますけど、その辺ちょっと分かりましたらお願いします。

議長【西田正剛君】板坂総務部長。

総務部長【板坂卓之君】それではお答えをしたいと思いますけれども、職員の人件費については、いわゆる番組制作をするだけではなくて、いろんな職務も含まれております。一人の職員の人件費をですね、ある部分は番組制作の部分、ある部分はそれ以外の行政に関する部分というふうに区分けすることは難しいことでございます。

先ほど申し上げました公営事業会計の中にはですね、例えば国民健康保険特別会計とかも含まれておりますけれども、いわゆる国民健康保険に携わっている職員の人件費も国民健康保険特別会計の中には計上しておりません。

それと同じようにケーブルテレビの人件費についてもケーブルテレビ特別事業に含めないで、一般会計の中で経理をさせていただくというような考え方をさせていただければいいかと思えます。以上でございます。よろしく申し上げます。

2番【安達 肇君】はい、議長。

議長【西田正剛君】安達議員。

2番【安達 肇君】また後で、ちょっと難しい話なものですから。次の質問に移らせてい

たきます。

先ほどですね、今現在1800件の加入があるということでしたけれども、その中でですね公的な建物の現在の加入率はどれくらいあるのか、市が直接管理しているもの及び公民館など地元が管理しているもの、それぞれの状況について教えていただきたいと思えます。

議長【西田正剛君】板坂総務部長。

総務部長【板坂卓之君】それでは引き続きましてというか、私の方からご説明をさせていただきますけれども、今ほどもおっしゃられました1800件の中にはですね、市の公共施設についての加入件数については含めておりませんので、まずその辺をご理解いただきたいと思います。

それからですね、市の公共施設でどれくらいの加入率ということですけど、加入率自体はそれだけで試算はしておりませんのでひとつお願いしたいと思うんですけど、今現在はですね、市の施設として小・中学校それから保育園、市役所はもちろんでございますけれども、高松産業文化センターや河北台健民体育館、老人福祉センター、図書館など、いわゆる市民の皆様方がロビー等で視聴することができるという施設につきましては、ほぼ全施設について加入といえますか接続を済ませております。

施設で申し上げますと39施設ということでございます。ただですね、公共施設の中でもいわゆる例えば会議室等とかですね、いわゆる一般の市民の方が見ないようなところに設置してあるテレビについては、一部接続をしていない部分もございます。

実際にはですね、そこまで接続をしなければいけないのかというよりもですね、そこにテレビを設置すること自体が果たしていいのか悪いのかというような問題がありまして、市とし

ましてはですね、できるだけ無駄遣いといいますが、無駄が生じないように今後は整理をしていかなければならないというふうに考えております。

そしてまた集合住宅形式であります市営住宅、今現在 12 棟ございますけれども、これらについても 12 棟すべてケーブルテレビに接続できるように切り替えが済んでおります。

それから、地元の地区が管理しております公民館、それから集会所等々でございますけれども、これらの加入につきましては、これまで町会区長会連合会の総会等を通じまして、町会長区長の皆様に加入促進のお願いをして参りました。現在のところですね、9 地区で公民館、集会所のケーブルテレビの加入をいただいております。今後もですね、町会長さんや区長さんをお願いをしていかなければならないと思いますが、最終的には地区の判断になると思います。ご理解をいただけるよう説明をして参りたいというふうに思いますので、議員の皆様方にもですね、力強い後押しをひとつお願いをいたしたいというふうに思います。以上でございます。

2 番【安達 肇君】はい、議長。

議長【西田正剛君】安達議員。

2 番【安達 肇君】後押しさせていただきたいと思うわけですが、公民館などは例えばですね、多くの方が不特定多数の方が見られるわけですから、ケーブルテレビをPRする場でもあると思いますので、今後とも引き続き加入促進が必要ではないかなと思いますし、それなりの方策も今後は考えていただきたいということをお願いしておきます。

続きまして上水道の方の質問をさせていただきます。少し細かいことなので、川島産業建設部長にお願いいたします。

先ほどの答弁の中には下水道はですね、下水道料金は県下でも低い料金であるということでありました。またケーブルテレビの方も県下の中で回りと比べても低いということを確認しているわけですが、上水道におきましては先月ある新聞で、石川県内の水道料金を比較した記事が載っております。その記事によりますと、かほく市はほぼ中間であり近隣市町と比べると、羽咋市、宝達志水町より安く、津幡町、内灘町より高い料金でありました。この差はどういうところからきているのか、分かる範囲でお答え願いたいと思います。よろしく願いいたします。

産業建設部長【川島起世志君】議長。

議長【西田正剛君】川島産業建設部長。

産業建設部長【川島起世志君】安達議員のご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、一般家庭の口径 13 mm、1 ヶ月の 20 m³の使用料金で申しますと、本市の水道料金につきましては 3,249 円と、県内ではほぼ中間の料金水準でございます。県内では能登地区が高く、加賀地区が低いと、こういった状況が見られます。最大で 2.5 倍の格差となっております。

この格差の要因はとのご質問だと思いますけれども、市長の答弁にもありましたように、料金の決定は水道事業に要する総費用を賄える料金水準を設定するものでございます。県水の受水あるいは自己水の割合、そういったいろいろな条件がそれぞれの市町にございます。

最も大きな要因として考えられますのは、給水区域内の人口の密集度、いわゆる給水人口一人当たりの配水管の埋設に係る工事コストが料金水準に影響しているというふうに考えられます。以上でございます。

2 番【安達 肇君】はい、議長。

議長【西田正剛君】安達議員。

2番【安達 肇君】ありがとうございます。人口密集度ということでありますと、考えて見ますと下水道も同じかなという思いもするんですけど、下水道の場合は、先ほど水道は独立採算制ということで、下水道の場合は相当公費が投入されているということも影響しているのかなと思います。

続いて、下水道の方の再質問をさせていただきたいと思います。今後は維持管理費がかかってくることもあって、改定も考えているということでありますけれども、かほく市の下水道には雨水を除き、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業などで設置した下水道があるわけですが、今後の下水道の維持管理を効率的に低コストで行う場合、これらを総合的に維持管理していく方がメリットが大きいのと考えます。

これらはそれぞれの国の省庁の補助金が入っていてつくられた事業でありますけど、国の省庁による縦割りの行政の弊害を取り除き維持管理を行うことや、将来においても施設の統合なども含めたそういう施策を行うことは、先ほど富澤議員さんの質問にもありましたけれども、そういうことが可能であるのか伺います。

産業建設部長【川島起世志君】議長。

議長【西田正剛君】川島産業建設部長。

産業建設部長【川島起世志君】それではお答えします。本市の下水道事業、いわゆる汚水管の面整備でございますけれども、国道159号線沿い、それに一部地域を除いてほぼ完了の状況にあります。

そういった中で今後におきましては、水洗化率の向上それといわゆる維持管理の効率化、こういったところが大きな課題になってくるわけでございますけれども、今議員ご提案の施設の統合による、いわゆる総合的維持管理あるい

は下水道事業の運営に、こういった方策というのは有効な手段のひとつというふうに認識を我々もしております。そういった中で、年度内に農業集落排水の公共下水道への統合と、こういったことの可能性について調査を実施したいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。以上です。

2番【安達 肇君】議長。

議長【西田正剛君】安達議員。

2番【安達 肇君】どうもありがとうございます。今の話しですけれども続けていただきたいと思います。

下水道の普及率を上げるためには、各省庁が競って事業を行うことで効果があったと思いますけれども、今度維持管理を行う場合、これは今度は各省庁が手を結び手を取り合ってやっていく方が効果的であると思います。

先ほど富澤議員の質問にもあったとおりであります。そういう地方の声を中央に発信して縦割り行政の弊害を取り除いて、今後引き続き調査検討し努力していただきたいとエールを送りまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

暫時休憩

議長【西田正剛君】それでは、ここで、暫時休憩をいたします。再開は、午後1時30分からとしますので、よろしく願いをいたします。

【休憩 午後0時30分】

【再開 午後1時30分】

再開

議長【西田正剛君】ただいまのところ、出席議員数は18人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長【西田正剛君】17番 猪村博靖君。

17番【猪村博靖君】はい、議長。

平成20年第2回定例会にあたり、私は3項

目7点について質問を行います。

かほく市が県内第1号として合併・誕生しましてから早、丸4年が経過し、5年目に入りました。合併後10年に渡る新しいまちづくりも中盤・正念場に差し掛かった訳であります。ここ数年の取り組み如何によって、かほく市が存続できるか否かの結果が出るものと思われまじ、また出さなければなりません。

油野市長も3月の選挙で無投票当選され、2期目をスタートされました。1期目の舵取りにはさぞかしご苦勞があったことと推察いたしますが、様々な施策に於いて素晴らしい業績を上げられました。高く評価したいと思います。

2期目の決意表明の中でも、市政を取り巻く厳しい情勢にも関わらず、如何なる課題にも積極果敢にチャレンジし、持続可能なかほく市を創り上げる、との頼もしい発言をされております。私ども議会人も知恵を絞り汗をかいて、共に市政発展に寄与したいと心から思います。時には辛口の文言、いらぬ提言もあろうかとは存じますが、その意をお汲み取り頂き市政執行の一助としていただければ幸いです。

質問に入ります。

先ず第1点目は、仮称自治基本条例の制定についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、平成18年9月定例会において議会活性化推進に伴う市長、執行部の理解、協働について質問した際に一度お尋ねをしております。その際、油野市長から自治基本条例については必要と思っており、時期を捉えて制定に前向きに取り組みたいとの答弁を得ております。そこで改めてこの件についてお尋ねをいたします。

市長をはじめ執行部の皆様には釈迦に説法かと存じますが、傍聴の市民の皆様もおいでですので今一度、自治基本条例について考えてみ

たいと思います。

自治基本条例とは、「何々計画」といった施策のあり方や事業プラン、行動計画といったものではなく、自治体の法律としてのルールを定めるもので、まちづくりの基本原理や行政の基本ルールなどを定めた自治体の最高法規です。自治の仕組みや、まちづくりの基本原則を具体的に規定し、条例という形で法的根拠を持たせるものです。都市宣言や市民憲章とは根本的に異なり、基本構想や基本計画とも位置付けが違い、計画行政の前提となる理念とルールを明示するのが、自治基本条例であります。

「自治体の憲法」と言われるこの自治基本条例の制定をめざす自治体が増えております。2001年4月に全国で初めて施行した北海道ニセコ町に続き、各地でその制定が取組まれ、または制定に至っております。県内では加賀、羽咋、輪島の3市が制定済み、白山市が取り組み中と承知いたしております。

この自治基本条例は、市民をまちづくりの主体に据え、市民参加の仕組みや、市民の権利・責任などを定めるところが特徴ですが、どこの自治体でも定めているというものではなく、「自立した自治体をめざそうとしている自治体」が、この条例の制定によりその姿勢を表しているようであります。まさに油野市制にピッタリではないかというふうに思います。この先、地方分権が更に進むにつれて全国に広がっていくものと見通されております。

では、「自治体としての憲法」がなぜ必要なのでしょうか。先ず、政府公共部門全体と市民の関係はどのように決められているのかというと、それは憲法に書かれております。「国民の国政に対する厳粛な信託」という言葉があります。国民は選挙で選んだ人たちが決定したことには従います、ということでもあります。法律

が作られて、その法律に違反をすれば拘束されることとなります。その代わりに、基本的人権をきちんと守るように法律を作ってくれなければ困ると、相互の社会契約を結んで政府を作りました。国民と政府との契約内容は憲法にすべて書いてあると言ってもよいでしょう。政府が地方自治法を作り、地方自治法をもって政治しているという考え方は、いわば国への信託の分け前という理屈によるものと、これまで理解されてきました。

しかし、それは少し違うのではないかと、二重信託論という考え方が正しいのではないかと、1970年代から言われ始めました。市民は政府に全部信託しているわけではなく、残したものが、それを地方自治体に信託しているという考え方です。地方自治体の行動は地方自治法に書いてありますが、政府に任せたものの一部を地方自治法としてルール化するのだけではなく、市民自身も地方自治体との間に社会契約、つまり信託を結ぶ必要がある、権利があるということです。しかし、この信託という地方自治体との社会契約で何と何を契約したかということは、一覧表になっておりません。政府への信託は憲法という形で一覧表になっていますが、地方自治体の方にはありません。そこで、自治基本条例によってそれを表す必要があるというものです。このことが自治体の憲法と言われる所以であります。

次に今、自治基本条例が必要とされる時代背景について述べてみたいと思います。

第一に、「都市化社会から都市型社会、または成熟社会」への移行が挙げられます。高度成長を背景に新市街地に対して都市化を進めた時代から、都市を守り育てていく時代に移り変わってきているというのが、近年にみる大きな変化です。都市化に向けた時代は、全

国の高度成長を支えるための画一的な対応が求められ、法律という全国画一の基準によってまちづくりが行われてきました。しかし、成熟社会においては、いろいろな生活形態、価値観がある中で多様な要請が出てくるようになりました。画一的なものと、行政で対応していくことは可能ですが、多様化した要請に応えようと思うと、それはもう行政のみの対応では限界が見えてきました。

第二に、市民参加やNPO等の市民活動の気運の高まりによって、行政主導による公共の限界が見えてきたということでもあります。特に例としてあげられますのが、阪神淡路大震災や先の能登半島地震、またナホトカの沈没による環境汚染事故などのときに、多くの市民団体や個人の方たちが救援、復興に力を注がれたことです。おそらく行政だけでは対応できない状況であったところを、市民がその公的役割を担った事実は、誰もが否定できないものであります。こうした実態の中で、新しい公共として、市民が担っていくエリアがあるということが確認をされました。

第三に、「地方分権化」の流れがあります。地方分権一括法が制定され、制度的にも分権が加速度的に行われています。この主旨は、できるだけ権限を国から地方、自治体へという方向のなかで、地域自体が地域の実情を踏まえた個性あるまちづくりを担っていく、主役になっていくという方向です。地方分権化には2つの方向があり、ひとつは今述べました国から地方への分権の流れであり、もうひとつは行政から市民への分権も併せて進めるという流れ、これが地方分権化の重要な要素です。特に、これまでは行政への市民参加ということでしたが、おそらく今後は市民自立のまちづくりという局面に変わっていくこと

になっていくものと思われまますし、そう有るべきと考えます。

次に必要性を述べます。第一に、地方分権の進展で、自治体が地方政府として自立するのに伴い、これまで各省庁別の縦割りだった自治体行政を、その自治体の基本理念に基づき、再編成する必要が出てきていることによるものです。各自治体では従来、「縦割り」や「全国画一」で、複雑に変化する実態に迅速には追いつけない各省庁の法令や通達に従って行政を展開してきました。このため、個別の条例も、自治体内部で縦割りにより運営されているのが実情です。しかし、前述したように、多様化する住民ニーズに即応し、地域の政策課題を素早く解決するには、対応しきれないケースが増えてきています。つまり、個別の条例や要綱などを自治基本条例に沿って総合化し、市民主体のまちづくりに向けて統一して運営する必要性が出てきたわけです。

第二に、これは我々議会にも関係いたしますが、現行法に不備がある分野は、条例化で補完できる可能性が高いことからの必要性であります。地方自治法などは、国と自治体との関係、団体自治は詳細に定めておりますが、行政と住民との関係、住民自治については、具体的な規定がほとんどありません。逆に言えば、住民自治の分野、例えば、情報公開であるとか、オンブズマン制度であるとか、住民投票、コミュニティなど、近年生まれたり、重要度を増したりして、現行法で対応できないものは、条例を制定して独創的に対処する動きが生まれていることが上げられます。

国の法律による自治体運営では、とかく全国画一、縦割り、時代遅れになると指摘されています。また、都道府県の自治立法、条例も、その市町村が自らの行政上の諸課題に対

処するために制定したものではないという点において、常に地域に的確にフィットしているということは考えられません。

自治体は、こうした国法等の弱点や至らない点を、国法等に対する新しい解釈や、新たな条例等を制定することによって、地域住民の福祉の向上に資するよう補っていかねばなりません。

自治基本条例は、単に各自治体の自治立法の頂点にあるだけでなく、その自治体を規律する縦割りに寸断された国法や都道府県の自治立法をも統合し、地域において憲法に準じてこれを直接的に補完する法規として機能していくものであると考えます。こうした機能をもつ自治基本条例が果たす役割は、地域における「公共信託のかたち」を形成していくものと考えます。

前置きが長くなりました。質問です。

先ず1点目。油野市長の描く理想の市政とはどのような姿を考えておられるかをお尋ねします。

2点目に、自治基本条例とはこうあるべきだとの考えはあるか。また条例制定によるメリット・デメリットを、どう考えるかをお尋ねをいたします。

3点目に平成18年9月議会での、前向きに取り組むとの答弁に変わりはないか。無いとすれば、その制定時期は何時と考えるか。私は今こそがその時期と考えるがどうか。

以上3点を尋ねて次の質問に移ります。合併まもなくの平成16年12月議会において、私は行政運営における行政評価システム導入について市長の見解を問うと共に、提言申し上げました。

幸いにも、この提言を採用頂き、本年度から行政評価システムの本格導入に向けてのト

ライアルが始まりました。行政改革を始め、様々な事業で繁忙を極める中での執行部の果敢なチャレンジに心から賛辞と敬意を表したいと思います。さて、平成16年に提言申し上げた際、私はこのシステムの必要性について大きく4点の項目を上げて、次のように述べております。質問に大きく関連しますので、今一度振り返ってみたいと思います。ただ、これから述べることはその当時の背景でありますので、その辺の理解をよろしくお願いいたします。

まず一つに、市民の満足度やニーズを把握し、市民の声を施策や事業に反映する仕組みが十分でないと考えます。つまり、PR不足や説明不足な点があり、市民に施策や事業の趣旨が十分理解されていない点があります。これの改善が必要であります。

二つ目に、事業の成果や目標数値が明確でない点があり、当初設定した目的や意図をどれだけ成果として達成できたか、確認が不足している点があると考えられます。事業の成果や目標を数値に置き換え、事業の中間時や終了時に目標等の達成度を十分に確認し、市民に説明する必要があります。

三つ目に、人件費を含めた事業コストの意識や運営費・維持費を含めたトータルコストの意識が十分でない点があると考えられます。新規や継続事業について、予算と人件費等のトータルコストが、いったいいくら必要なのか。投資に見合った効果はあるのか。或いは採算性の面でどうなのか等、今以上に職員がコスト意識を持ち、より十分な検討が必要です。

四つ目に、事業を取り巻く社会環境の激しさに柔軟に対処できていない点があると考えます。社会環境にさらに敏感になり、時代にマッチしない事業や、社会環境に適していな

いプランがないか、また、代替案がないか等、検討をする必要があります。

その上で、市の財政状況は年を追うごとに厳しさを増しており、財源の効率的・効果的運用が求められていること。その為に行政評価を導入して施策や事業の見直しを行うこと。評価を実施することで、その目的や位置づけ、効果や効率性を絶えず自己評価確認する意識を養うとともに、トータルコスト意識を持ち、常に改善策や代替案を検討する等、状況に即応した効果や効率性の判断が出来る職員の意識を形成することが目的であると申し上げております。

そこで質問です。1点目に、本年評価を実施する事業の範囲はどこまでか。全事業を対象とするならば、相当なボリュームとなると思うが、無理は無いのか。2点目に、前述したようにコストやタイムスケジュールを含む数値、これには目標値も含まれますけれども、が明確となる計画案となっているかどうか。3点目に、評価の具体的なシステムはどうなっているのか。また評価に顧客満足度は考慮されているか。以上3点についてお尋ねをいたします。

最後の質問に移ります。今年もまた梅雨、多雨の季節に入ります。そこで心配されるのが集中豪雨等による河川の氾濫などです。執行部におかれましては本年、宇ノ気川のハザードマップ作成に着手されました。一日も早い完成を期待いたします。さて皆様ご承知のようにかほく市には県管理の2級河川のほかに市が管理する準用河川、大谷川。旧宇ノ気町地内に、旧宇ノ気川、内日角川、千歩川、その上流に当たる多田川、気屋川、院内川の7本。旧高松地内に野寺川、桂川を初めとする4本。計11本の普通河川があります。

このうち、申し訳ございません私の力不足で

承知しておる宇ノ気地内だけに限って申し上げますと、旧宇ノ気川、内日角川、院内川、千歩川の4本につきましては、災害復旧事業等も活用するなどして概ね護岸工事等も完了し整備されておると思います。そこで残る気屋川と多田川の整備改修であります。多田川はここ10年ほどの間にも集中豪雨によって護岸がえぐられたり、集落に通ずる道路の路肩崩落という被害が発生をしております。気屋川も集落より山側の上流部において、護岸の軟弱な箇所がございます。私も大雨の際には必ず現場を確認するように努めておりますが、災害防止の上からも、これら河川の計画的整備・改修が必要と考えます。

市でのこれらの河川管理の体制、改修計画の有無を問うとともに、改修整備の着手を要望して、本定例会における私の一般質問といたします。疑問点があれば再質問にて問いたいと思います。

市長【油野和一郎君】はい、議長。

議長【西田正剛君】油野市長。

市長【油野和一郎君】それでは、猪村議員のご質問にお答え致します。

まず、第1点目の自治基本条例の制定についてであります。平成18年第3回定例会において、議員よりご質問を頂き、かほく市においても、いずれは自治基本条例の制定が必要となると考えておりますが、今後、十分に検討して参りたいと答弁をさせて頂きました。

それ以降、庁舎整備検討委員会をはじめ各種計画策定委員に一般公募の委員を募り、また、計画によっては、パブリックコメントを実施するなど積極的な住民参加のまちづくりを推進して来たところであります。

今回、改めてご質問頂き、基本条例の主旨をはじめ、基本条例が必要となる時代背景等も含

め、詳細なご説明を頂きました。議員の造詣の深さには敬意を表するものであり、私も真摯にお答えを致したいと思っております。

まず、理想の市政とはどのような姿かというご質問についてであります。私もこの4月から市政を預かるものとして2期目をスタートし、かほく市の更なる発展のため、市政運営に全力で取り組んでいるところでございます。2期目におきましても、やはり一番大事なことは、常に市民の目線に立ち、市民との対話を大切にして、そして市民の声を反映させ、住んで良かった、これからも住み続けたいと思ってもらえるまちづくりを推進していくこと、市の活性化を将来にわたって継続発展させていくことであると考えております。そのためには、これまで以上に、市民参加型の市政運営が重要であると考えております。

そこで、議員ご質問の自治基本条例の制定についてであります。自治基本条例は、議員ご説明のとおり、住民自治の基本理念や行政運営の基本原則を定め、市民と行政と議会のそれぞれの役割と責務を明確化した、言わば「地方自治体の憲法」として位置付けられるものであり、地方分権一括法が施行されてから全国的に制定する自治体が増えているところであります。

この自治基本条例の制定によるメリット・デメリットを効果・課題として置き換えて考えてみますと、まず、制定することによる効果と致しましては、情報公開や市民委員の公募性など、市民が市政に参画できる制度が保障されることにより、市民の積極的な市政への参画が進み、市民の意思が市政に反映され、市民主体の市政運営が行われるようになることであると考えております。これに対し、課題と致しましては、自治基本条例は、文字どおり基本条例であり、具体的な内容を定めるものではないことから、

制定することのみで市民の生活が画期的に変化するものではなく、市民の積極的な市政参加が得られない場合は、条例そのものが形骸化してしまうおそれがあります。

こうした中、県内における自治基本条例の制定状況につきましては、議員お話しのとおり、羽咋市、加賀市、輪島市の3市が制定済であり、これに加え、白山市が現在制定に向けて作業中であるとお聞きしております。

現在とりくみ中の白山市は、1市2町5村が合併により誕生した市であり、人口規模や面積の違いはもとより、受け継がれてきた歴史や文化も大きく異なっており、そうした中、市民共通のルールを定めるということが制定に向けた理由であるとお聞きしております。また、加賀市、輪島市においても、人口規模や面積が大きく異なった自治体が合併しており、合併後の市の方向性を改めて確定させる必要性があったものと思われま

す。一方、かほく市は、旧3町において、人口規模をはじめ類似した面が多く、また、古くから産業や文化の繋がりがあり、行政上の結びつきも強く、同じ合併自治体であっても少し事情が異なるものであると認識しております。また、合併後も市民が暮らしやすく、そして活力あるまちを創り上げるため、これまでも各種の計画に市民の意見を取り入れることはもとより、情報公開制度や個人情報保護制度の導入、更には事業評価システムを本年度導入し、かほく市が行う事業をわかりやすく市民の皆様

に説明して、できる限り市民が主体となる市政運営に努めているところであります。そしてなによりも、協働のまちづくりの指針となる自治基本条例を制定するために重要なことは、条例の中に市民の責務も盛り込まれることから、議員のお話の中にもありましたよう

に行政主導ではなく、市民活動が活発化し市民参画の機運が醸成された上で、市民・皆様とともに作りあげる必要があるものと認識しております。こうした気運が今ひとつ盛り上がりがないまま制定しますと、行政からの押し付け感が強く、市民参画が形式的なものとなってしまう、自治基本条例と声高らかに謳いあげただけで、空文化することにもなりかねません。

このような状況も勘案し、かほく市におきましては、先ほど申しあげました地域性や気運の盛り上がり、そして条例制定による効果と課題を踏まえ、現時点では基本条例に対する市民の皆様

の理解度を高めるなど努力を重ね、制定時期については更に検討をして参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い致します。

次に第2点目の、行政評価導入の進捗状況のご質問についてお答え致します。行政評価につきましては、三重県が実施した「事務事業評価システム」が先駆けとなり、全国の自治体で導入が進められております。

平成19年10月1日現在、都道府県、政令指定都市においては、鳥取県を除く全ての自治体で導入済となっており、また、その他市区町村においても、導入団体数は着実に増加し、全市区の59%が導入済となっております。

平成19年10月1日現在の、県内自治体の行政評価導入状況について申し上げますと、金沢市、七尾市、加賀市、白山市、羽咋市の5市が導入済であり、輪島市、珠洲市、中能登町が試行中となっております。

かほく市におきましても、「かほく市行政改革大綱」に基づき、少ない予算でも効率的な市政運営が可能となるよう、本年9月から新たに「かほく市事業評価システム」を導入することとしており、現在、全庁的に試行を行っている

ところであります。

議員ご承知のように、これまでの自治体の行財政運営は、予算主義と言われ、予算編成など「計画」とその「実行」を重視するあまり、事業の「評価」「改善」をおろそかにする傾向がみられました。本システムは、これまでの「計画」「実行」重視の行財政運営に、「評価」「改善」の視点を充実させるための、行財政運営のマネジメントツールであると考えます。

議員ご質問の評価を実施する事業の範囲についてであります。本年9月から導入いたします事業評価におきましては、「かほく市総合計画」の施策の体系に基づき、特別会計を含む全ての事業について、評価の対象とすることとしております。確かに相当のボリュームになりますが、全職員がそれぞれの立場で取り組むことにより、対応できるものと考えております。

これまで、具体的に公表されてこなかったかほく市の事業を、わかりやすく市民の皆さんに説明することも、事業評価を導入する意図の一つであり、全ての事業について、その事業の概要やコスト、必要性、成果、実績等を公表することは、非常に有意義であると考えております。

次に、コストやタイムスケジュールを含む数値が明確となる計画案となっているかについてであります。議員ご指摘のとおり、行政評価の質を高めるためには、コストの正確な把握は不可欠であり、また、一般的に行政評価は、各分野における行政活動の成果を定量的、定性的に評価することを前提としているものであります。

「かほく市事業評価システム」におきましても、直接の事業費だけではなく人件費、事務費等を含めた事業に要する総費用を把握することとしておりますし、事業の成果につきまして

も、代表的な一つの指標によって、定量的に把握し評価することとしております。

さらに、各事業の「かほく市総合計画」実現への貢献度につきましても、数値化して明示することとしております。

また、評価の具体的なシステムと顧客満足度は考慮されているかについてであります。また、「かほく市事業評価システム」の具体的な取り組みにおきましては、各事業を、数値化された事業の費用対効果で評価することとしております。事業の費用対効果を数値化することによって、事業間で事業の効率性を比較することができ、事業の「選択と集中」にもつながるものと考えております。

アンケート等による全事業を通じた顧客満足度調査を実施することまでは致しませんが、事業評価の取り組みの一環として、顧客満足度の向上自体が事業の目的、成果である事業につきましては、成果指標の測定という形で調査、把握をすることとしております。

市と致しましては、「かほく市事業評価システム」の導入によって、これまで以上に経済性、効率性、有効性を徹底的に追求し、市民の立場に立った行財政運営を進めて参りますとともに、職員自らが事業に対する認識をしっかりと持つことができ、かほく市の更なるステップアップにつなげて参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に小河川の改修整備についてのご質問にお答え致します。

河川の管理につきましては、河川法の規定により一級河川は国土交通大臣、二級河川は県知事、準用河川は市町村長、それ以外の普通河川については河川法の適用を受けない法定外公共物であります。

かほく市における主な河川と致しましては、石川県が管理致します二級河川が8箇所、かほく市が管理する準用河川は大谷川1箇所、小河川として普通河川と位置付けしているものは、気屋川、多田川など11箇所であり、合わせて12箇所となっております。

市における普通河川の維持管理につきましては、梅雨時期前に水防パトロールを実施し、大量に土砂が堆積し、洪水被害が想定される場所におきましては、浚渫工事を実施するなど被害防止に努めております。

また、これまで豪雨により局地的に河川や道路などの公共土木施設に被災があった場合、例えば気屋川、多田川の堤防被災の場合には、国庫負担法による公共土木施設災害復旧事業を活用し、早急な復旧工事を実施して参りました。大谷川につきましては、準用河川に指定し、計画的に改修整備を進め、平成17年度で事業を完了したものであります。

議員ご質問の気屋川、多田川の今後の整備改修についてであります。豪雨による現地の状況により、道路整備事業や圃場整備事業などの手法もありますので、これまでの被害発生状況、雨水量などを総合的に判断し、かつ、状況に応じて必要性を十分見極めた上で、段階的に整備改修に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを致します。

以上で、猪村議員のご質問に対する答弁と致します。

議長【西田正剛君】猪村議員、答弁もれはありませんか。

17番【猪村博靖君】ありません。

議長【西田正剛君】再質問はありませんか。

17番【猪村博靖君】はい。

議長【西田正剛君】猪村議員。

17番【猪村博靖君】私の質問に対して詳細か

つたいへん丁寧に、そしてまた力強い答弁をいただきました。ありがとうございます。ひとつ頑張っていたきたいなというふうに思います。

そこで再質問ですが、何回かお聞きいたしますが、時間がありません。ちょっと早口になるかと思いますが、まず1点目の自治基本条例でございます。市長のお考えはよく分かりました。

そこです。実は私の質問の中になかった自治基本条例の中味についても、市長はふれていただきました。ありがとうございます。

その中でですね、どちらかというところは実はこれは議会側にアレルギーが多いと聞いているんですが、住民投票制度というのがあります。自治基本条例をつくる場合これは避けて通れない問題というか課題の一つだと思うのですが、これについて市長のお考えがありましたら、住民投票についてどうあるべきか、また私としてはこうしたいというようなものがあればお聞かせ願いたいというのが一つ。

それからですね、行政評価、ごめんなさい、これ執行部の方で事業評価制度と呼んでいるようですけれど、この中でですねトータルコストの関連でちょっとお聞きをしたいと思えます。

前の安達肇議員の質問にもありましたが、人件費のとらえ方です。事業評価ということになりますと、これはやはり人件費も盛り込んで考えなきゃいけない。評価しなきゃいけない、実施評価しなきゃいけないというのが私の考え方です。

ところが現行のですね、自治体の会計制度、まあ当市もそうですけれども、人件費が個別の事業の中に反映されていない面が、反映されていないとか見えないという部分があります。これではやっぱりいけないんであって、例

えば新規の事業となればですね、これまで継続的に持ってた事業の他に一つ新しい事業が増える訳ですから、当然人件費の分野にも負担がかかってくるのが間違いのないことだと思いますので、その辺もきちんと盛り込まれた計画になっているのかをお聞きをいたしたいと思います。とりあえず2点お願いします。

市長【油野和一郎君】はい、議長。

議長【西田正剛君】油野市長。

市長【油野和一郎君】それでは、再質問についてお答え致します。

住民投票につきましては、やはりその都度そういう問題が発生したときに制定していけばいいのかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また事務事業評価の人件費については、総務部長からお答えいたしますのでよろしく願います。

総務部長【板坂卓之君】はい、議長。

議長【西田正剛君】板坂総務部長。

総務部長【板坂卓之君】今ほどご質問がございました、事業評価におけるトータルコストの関連で、職員人件費がどのように取り扱われているかということでございますけれども、単刀直入に申し上げまして、かほく市の事業評価システムの中では、人件費についてはそれを各事業に按分してそれぞれの事業にどれだけの人件費がかかっているかといった算定をした上で、評価をしていくということでございますので、すべて人件費が絡んでくるというふうに理解をしていただければいいかと思えます。

評価の仕方につきましては、その職員一人当たりの人件費について、どの事業にどれくらい含まれているかという一覧表を作成いたしまして、それに基づいて事業における人件費の割合を定めていくというふうな方法になってお

りますので、基本的には含まれているというふうにご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

17番【猪村博靖君】議長。

議長【西田正剛君】猪村議員。

17番【猪村博靖君】市長のお考え、また事業評価に対するトータルコストの考え方、よく分かりました。

いずれにいたしましても、今始められたばかりのシステムでございますので、いたずらにつつくということではなくて、どちらかという大きな期待で見守りたいというふうに思っておりますので頑張ってください。

最後に、行政運営という言葉から、最近行政経営という言葉が変わって使われるようになってきました。まさにそのとおりだと私も思っております。いかに自治体、行政経営をしていくかということが、これからは問われることになろうかというふうに思いますので、これらのシステムも含めて、これから頑張ってくださいというふうに思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長【西田正剛君】次に、9番 荒井 三喜雄君。

9番【荒井三喜雄君】はい、議長。

今日こんにち、政治経済また市民生活を直撃する物価高と状況は目に余るばかりであります。私はこんなときこそと思い、あえて元気なかほく市、やるまいかかほく市を胸に、2点の一般質問をいたします。

まず1点目ですが、企業誘致に積極的に取り組み、人口減に対する歯止め対策についてであります。

かほく市の人口減少の一途をたどっている現状をどのような方策を以て対応していくの

か重大な問題であり、早急に対策を講じていく必要があるのではないのでしょうか。

住みよい街であるためには、まず生活の基盤となる働く場が必要であると思います。

幸いにもかほく市は金沢市近郊にあり、企業にとっても交通運搬にあっても十分対応できる立地条件を持っております。

石川県に於いては能登半島珠洲から中能登においても企業誘致に懸命に取り組んでいるところであります。そこで我がかほく市も、他市町に負けないという決意で、企業誘致に市一丸となって取り組むべきであると思います。

まず、企業誘致をするための部署及び財源の確保、企業情報をきめ細やかに集約し、意欲ある人材を職員の中から募って3年程度の短期かつ集中的に実行すべきだと思います。

工業用地等に関しては、用地、空き工場等の提供・貸し出しに協力的な地権者を募り、相手企業の条件に合う場所がいつでも用意できるようなシステムを作り上げる。そのためには価格の設定、条件等を取り決め、企業に対しては、商工業振興審議会条例などを含めた補助金制度等を有意義に活用し、メリットを各企業に出来るだけ売り込む活動を行ってはどうかであります。

例えば、コマツ製作所が金沢港を起点として現在、工場の建設に取り組んでいるわけですが、関東、関西、中部圏のコマツ製作所関連企業への企業訪問、また、その他中小企業等への訪問、そして市民の皆様の友人、知人、親戚等関係者の中からの情報もケーブルテレビや広報等で募集し、紹介を頂いた人には市からのお礼等を検討するなど、幅広く展開してみるのも一策だと思います。

大変難しい問題ではありますが、人口減の歯止めとなるよう、是非ともかほく市の重要課題

のひとつとして取り組んでみてはどうか。市長の見解を伺います。

それでは2点目です。高松レストハウスの経営の実態と、今後の対策についてであります。

高松レストハウスは昭和60年に開業し、現在に至っているわけですが、平成13年当時の累積赤字が約6,200万円でありましたが、人件費削減等で平成14年には1,100万円の経常利益となり、また、その後の努力で累積赤字は一時3,665万円まで減ったものの、依然売上高は減少を続けたままであります。

19年度決算においては、再度累積赤字が4,000万円を超えることとなりました。能登半島地震の影響もあったとの認識があるかもしれませんが、以前から売上高の減少が続いていたにもかかわらず、経営改善の努力や工夫にあまり変化がなかったのではないのでしょうか。根本的な経営方針及び営業体制を改善しない限り、赤字を止める手立てがないように思います。

このまま赤字を重ねて、市民の方々の不信をかうことになれば、第3セクターとしての責任が市当局にかかってくることは間違いありません。

いろんな手立てがあると思いますが、現状のまま経営改善に相当の覚悟で取り組むか、厳しい財政事情の中、追加資本を投入して時代に合った店舗に改装するか、あるいは大手外食産業の参入など、意欲のある民間事業者にこの際経営を委ねるのも、傷の浅い今ならできる選択のひとつではないのでしょうか。

日本海を望む雄大な景色、そして加賀・能登の分岐点という特色ある立地条件、また能登有料道路最大級のサービスエリアであることから、高松レストハウスの環境は民間レベルで考えるとすばらしい魅力のあるものだと思います。民間活用を推進し、レストハウス周辺にも

っと活気を出せば県当局に看護大学インターのフルインター化も要望していけるのではないのでしょうか。

できれば一般の方々の知恵をいただいて、今一度真剣にレストハウスのあり方を考え直すべきと思いますが、市長の考えを伺いいたします。以上です。

市長【油野和一郎君】はい、議長。

議長【西田正剛君】油野市長。

市長【油野和一郎君】それでは、荒井議員のご質問にお答え致します。

まず、第1点目の企業誘致に積極的に取り組み、人口減少に対する歯止め対策についてのご質問であります。

かほく市が誕生し5年目を迎えておりますが、これまで雇用の場の創出や定住人口の増加策を図るためにかほく市でも企業誘致に積極的に取り組んで参りました。この間、平成18年7月にはPFUプロデスセンターが高松工業団地に完成し、本年8月には白山工業株式会社が横山地内で操業開始を予定しており、また、今秋には仮称ではございますけれどもイオンかほくショッピングセンターのオープンが予定されるなど、企業誘致、企業進出に対する取り組みに一定の成果があがっていると認識しており、市の活性化にも大きく寄与するものと考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在、市として企業誘致に提供できる工業団地やまとまった用地が無いことも現状であり、財政的にも企業誘致のための新たな用地の造成確保は多額の予算と時間を要することから困難な状況であると考えております。

そのような打開策として議員お話しのように、ホームページ等により市民から民間の土地や空き工場等の企業立地情報を募り、その情報

を提供し企業誘致に活用している自治体も出てきております。地方分権時代は云いかえれば地域間競争の時代でもあります。より魅力のある地域に企業が進出したいのは当然のことであり、手をこまねいているだけでは厳しい地域間競争に打ち勝つことはできないと考えております。

市と致しましては、今後、企業誘致に活用可能な用地を確保する方法の一つとして、民間の土地や空き工場の情報を市民から広く求め、その情報を市のホームページ、ケーブルテレビや広報等も活用しながら企業に提供する積極的な取り組みを検討して参りたいと考えております。また、石川県ともこれまで以上に企業誘致に関する情報の交換を行い、様々な制度を有効活用し、誘致活動に取り組んで参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いを致します。

次に、第2点目の高松レストハウスの経営の実態と今後の対策についてのご質問にお答え致します。

高松レストハウスは、昭和60年度に開業して、今年で24年目を迎えております。開業後、昭和63年度から平成6年度の売上高のピーク時には、年間売り上げが4億円を超えておりましたが、平成7年度以降は毎年売上高が減少し、平成19年度には約2億円とピーク時の半分以下の売上高となっております。

この間、平成14年度に建物の改修や人件費の圧縮などの経営改善を行うとともに、積極的な販売を展開するため、農産物等の生産者登録制度を実施し、収穫時に合わせて市特産品の店頭での販売を実施するなど様々な取り組みを展開して参りました。

更には、高松レストハウス独自でホームページを開設し、インターネットでの販売も開始す

るなど、平成14年度から平成18年までの5年間は黒字を計上して参りました。

しかしながら、昨年度は、皆様の記憶にもまだ新しいとは思いますが、「能登半島地震」で奥能登地域が大きな被害を受け、その風評被害もあり能登有料道路の利用者が大幅に減少したため、残念ながら経常利益までもが約390万円の赤字を計上し、平成19年度末の累積赤字は4,000万円という結果となっております。

このような経営状況の中、市特産品の店頭販売を今後ともより一層強化するとともに、市商工会とのタイアップにより、地場産業である繊維産業のPRと製品の展示即売を実施するなど新たな施策についても展開を致しております。また一方では、道の駅として観光情報はもとより広くかほく市の情報発信の重要な施設であると認識しており、今後とも利用者のニーズを的確に把握することはもとより、更に活用を図るよう工夫を凝らして、経営改善にこれまで以上に取り組んで参りたいと考えておりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

議員ご指摘の、県立看護大インターチェンジのフルインター化につきましても、学園台を含めた北部地域の活性化には必要不可欠であり、これまでも機会あるごとに県に対して要望を行って参りましたが、今後も、粘り強く要望活動を続けて参りたいと考えておりますので、議員各位のより一層のお力添えを賜りますようご理解とご協力をお願い致します。

以上で荒井議員のご質問に対する答弁と致します。

議長【西田正剛君】 荒井議員、答弁もれはありませんか。

9番【荒井三喜雄君】 ありません。

議長【西田正剛君】 再質問はありませんか。

9番【荒井三喜雄君】 一つ。再質問させていただきます。

私から2点だけ。職員を、企業誘致という観点からですね、職員を配置するという件なんですけど、なかなか配置するのめたいへんかと思いますが、是非ともですね、そういったことも考えてことをひとつ取り入れていただきたいということでもあります。

2点目といたしましてですね、これはですね、レストハウスの海浜道路ですね。これ前々から今後7年先ですか、能登有料道路が無料化ということが言っておるわけですが、是非ともですね、無料化になる前にですね、なんとかその、できたらですね、その件を強く要望していただきたいと思いますなど、こう思うわけなんですけど、これは今後市長の力で、熱意を期待していきたいと思っております。以上でございます。

市長【油野和一郎君】 はい、議長。

議長【西田正剛君】 油野市長。

市長【油野和一郎君】 それでは、荒井議員の再質問についてお答えをいたします。

職員の配置につきましては、今現体制の中で集中してそういうふうに取り組めるような体制作りをして参りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それからレストハウスの件ですけど、荒井議員の中にも民営化ということも頭に入れてということもありましたけども、当然あそこは今のところ県の施設でございますので、そういう形でまた貸しというのはなかなか困難ということで、今精一杯これからも努力を重ねて、いろんな方策を排除しないで考えていきたいというふうに思っておりますので、今後とものご理解ご協力をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

議長【西田正剛君】 荒井議員。

9番【荒井三喜雄君】 もう一つ。えーとですね、無料化になるということで、海浜道路のことなんですけどね、無料化になってしまえば、インターの要望も難しいんじゃないかと。できたらやっぱり無料化の前にですね、なんとか市長の力でですね、頑張っていたきたいなど、思っておりますので、その点力強いお言葉をお願いいたします。

市長【油野和一郎君】 はい、議長。

議長【西田正剛君】 油野市長。

市長【油野和一郎君】 それでは、再質問についてお答えいたします。

私の力で、私の力ではなかなかできないので、これは市民の皆さんの要望であり、議員の皆さんの力添え、それからやはり商工会であるとか、かほく市の皆さん全力を挙げて、これから要望活動もしていかなければいけないし、また県と細かい話しも、実現に向けてどういったことをクリアしなければいけないのか、全力で取り組ませていただきたいと思いますので、どうかこれは議員皆様のご協力も無ければならないわけで、ご協力よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長【西田正剛君】 荒井さん、これでよろしいですか。

9番【荒井三喜雄君】 はい。

散会

議長【西田正剛君】 以上で、本日の一般質問を終わります。

次回は、6月20日、午前10時から本議場で開会します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。ご苦勞様でした。

午後2時32分 閉議散会